

---

---

平成31年第大和町議会3月定例会議会議録

---

---

平成31年2月28日（木曜日）

---

---

応招議員（17名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	欠員
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

---

---

出席議員（17名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	14番	高平聡雄君
5番	槻田雅之君	15番	堀籠日出子君
6番	門間浩宇君	16番	大須賀啓君
7番	渡辺良雄君	17番	中川久男君
8番	千坂裕春君	18番	馬場久雄君
9番	浅野俊彦君		

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	産業振興課長	文 屋 隆 義 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	都市建設課長	蜂 谷 俊 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	上下水道課長	熊 谷 実 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 浦 伸 博 君
総 務 課 課 長 補 佐	大 友 徹 君	教育総務課長	小 川 晃 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	生涯学習課長	櫻 井 和 彦 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	蜂 谷 祐 士 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	遠 藤 秀 一 君
町民生活課長	村 田 良 昭 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 塚 弘 志 君
子 育 て 支 援 課 長	内 海 義 春 君	公 民 館 長	阿 部 昭 子 君
保健福祉課長	櫻 井 修 一 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 義 則	議事庶務係長	本 木 祐 二
次 長	野 田 美 沙 子		

---

---

議事日程〔別紙〕

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

---

## 開会前

議 長 (馬場久雄君)

皆さんおはようございます。

開会前に、皆さんにご連絡いたします。

本日、報道関係者から傍聴の申し出があり、大和町議会先例集139、大和町議会傍聴規則第7条に基づき許可することといたしましたので、よろしく願いいたします。

午前10時00分 開 会

議 長 (馬場久雄君)

ただいまから、平成31年大和町議会3月定例会議を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番千坂裕春君及び9番浅野俊彦君を指名します。

---

### 日程第2「議会期間の決定について」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、議会期間の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会議の議会期間は、本日から3月15日までの16日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議会期間は本日から3月15日までの16日間に決定しました。

---

---

### 日程第3「諸般の報告」

議 長 （馬場久雄君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しているとおりで、ご了承ください。

町長より施政方針の表明があります。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

皆さん、おはようございます。

大和町議会3月定例会議開催に当たりまして、ご挨拶、施政方針を申し上げたいと思います。

本日ここに、平成31年大和町議会3月定例会議の開催に当たり、平成31年度行財政運営の考え方と一般会計当初予算案を初めといたします諸議案の概要につきましてご説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、ただいま馬場議長からご披露がございましたが、宮城県町村議会議長会第38回議会広報選考会におきまして、たいわ町議会だより第198号が平成28年以来3年ぶりに奨励賞を受賞されました。まことにおめでとうございます。議会広報常任委員会の皆様方に、改めまして敬意を表しますとともに、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げます。

次に、吉田川床上浸水対策特別緊急事業は、平成29年12月から河道掘削に着工され、事業が進展しておりましたが、事業の主要部分となります遊水地群の整備の一つであります竹林川舞野地区遊水地築堤工事の起工式が、地権者及び地元住民の皆様を初め関係者の出席のもと、2月23日にとり行われました。起工式には馬場議長初め関係議員の皆様方にもご臨席をいただきましたが、北上川下流河川事務所の工事説明の後に、地権者代表の方がこの事業に対する期待の言葉を述べられ、最後に出席者代表によりまして胴突き式を行ったところでございます。平成27年9月の関東・東北豪雨によりまして、吉田川上・中流部におきまして床上・床下335戸、浸水面積は約1,700ヘクタールの浸水被害が発生いたしましたから4年目となりますが、ようやくこの日を迎えることができました。4年後の事業完了時には、この遊水地が機能を発揮して、浸水被害の防止につながることを期待しているところでございます。

次に、平成23年の東日本大震災当時から、黒川地域行政事務組合の最終処分場に仮保管をしておりましたごみの処理につきましては、昨年、機械により選別して、焼却可能なものを環境管理センターに運び、焼却処理が行われておりましたが、1月30日に運搬作業を終了し、震災から8年近く埋立地に仮保管されておりました震災時のごみ処理が全て終了いたしました。また、これらの作業に伴う埋立地下流部の保管ごみを掘り起こした跡の整地作業も、雪解けを待ちまして最後の表面覆土作業を残すだけとなっておりますので、ご報告を申し上げます。

さて、我が国の政治経済の状況であります。平成31年1月の月例経済報告によれば、景気の総括判断を「緩やかに回復している」としており、平成24年12月から始まった景気回復の期間について「戦後最長となった可能性がある」との見解が示され、その後も引き続き回復しているものと見られております。この景気回復に同期するかのようにより、本町の税収も増加しており、平成24年度に40億円台に乗り、3年後の平成27年度には50億円台へ、そして平成30年度は60億円台になると見込んでおります。

しかし、月例経済報告では総括判断は維持しつつも、生産と企業収益については下方修正がされております。通商問題の動向が世界経済に与える影響や中国経済の先行きなど、海外経済の不確実性が与える影響に留意する必要があるとされ、また本年10月に予定されております消費税の10%への引き上げによる国内経済への影響も懸念されているところでもあり、本町といたしましても注視していかなければならないと考えております。

国の平成31年度予算は、新経済・財政再生計画における基盤強化期間の初年度の予算として、消費税率引き上げの平準化と財政健全化を両立する内容とされました。

予算のポイントとしましては、全世代型の社会保障制度への転換に向けて、消費税増収分を活用した幼児教育無償化、社会保障の充実を図るとともに、臨時・特別の措置として消費税引き上げによる経済への影響の平準化向け施策を総動員することとし、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策に基づき、緊急対策を集中的に実施するものとされております。

その結果、国の一般会計予算の規模は総額101兆4,571億円とし、前年度に比べ3.8%増の予算となり、歳入において税収は、前年度比5.8%増の62兆4,950億円を見込み、一般歳出の規模は61兆9,639億円で、前年度比0.9%増となっております。

また、地方財政につきましては、経済財政運営と改革の基本方針2018において、国の一般歳出の取り組みと基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額は、平成30年度と実質同水準を確保することとされました。歳出面では、

幼児教育の無償化、環境性能割の臨時的軽減に係る財源の確保、国と同様に防災・減災、国土強靱化のための緊急対策の推進、臨時財政対策債の抑制による地方財政の健全化を図ることとされたところであります。

次に、町の平成31年度の予算編成について申し上げます。

予算編成は、昨年10月30日に開催いたしました予算編成説明会において方針を示すことによりスタートしたものでありますが、今年度も平成31年度から3年間の財政見通しを策定し、単年度ごとの政策、事業執行に加え、町課題への対応検討を複数年度の財政状況を踏まえて、計画的な対応策を図ることとしたものであります。

また、基本方針につきましては、国の予算編成や地方財政対策、社会保障・税一体改革など制度改正に対して、その動向の把握に努め、迅速かつ的確な対応を図ることとしたものです。

まず、本町の歳入予算の根幹であります町税につきましては、法人の業績向上による増加を見込んでおり、地方交付税は、町税収入の伸びによる基準財政収入額の増加により、平成30年度に引き続き普通交付税が不交付となることを見込んだものとなっております。

一方、歳出においては、地域発展に向けた取り組みが徐々に実を結ぶ中、子育て支援等から、扶助費については引き続き自然増となる状況であります。

さらに、第4次総合計画に基づく事業を主眼にした施策の展開ほか、維持補修費等、施設の老朽化による費用も増加傾向にあり、各費目に消費税の増税分も見込んでいるところでございます。

編成いたしました予算を通して新年度の町財政を見ますと、歳入面では平成30年度の実績から推計いたしまして、個人町民税が約9,000万円、法人町民税は約7億2,200万円の増加を見込み、固定資産税におきましても、復興特区法の減免や新築軽減等の見通しから約1億4,200万円の増加を見込んでおります。町たばこ税が加熱式たばこの普及から微減となるものの、他の税目は微増を見込み、町税全体では前年度当初予算に比較して9億3,182万6,000円増額の、62億3,271万1,000円を計上いたしております。

地方譲与税及び各種交付金につきましては、前年度の収入状況により計上いたしておりますが、消費税増税に伴う車体課税の見直しにより、環境性能割交付金を新たに計上いたしております。

地方交付税につきましては、普通交付税の計上は行わないこととし、特別交付税は前年度同額の1億7,000万円を見込み、震災復興特別交付税につきましては、東日本



大震災復興特別区域法に基づく課税免除及び国庫補助事業の地方負担について、約5億5,900万円の見込みにより、全体では約1億9,500万円増の7億2,940万円を見込むものであります。

国庫支出金につきましては、民生費負担金が約9,300万円の増額により約12億7,200万円を、また、県支出金は、農林水産業費補助金が減額いたしたものの、民生費負担金の増額により約1,980万円増の約6億9,250万円と計上いたしたところであります。

繰入金のうち、基金繰入金は財政調整基金から約6億4,700万円、防衛施設周辺調整交付金基金から8,400万円、ふるさと応援基金から約3,200万円のほか、2基金からの繰り入れを措置いたしております。

また、町債につきましては、臨時財政対策債が普通交付税の不交付見込みから計上せず、他の町債も借り入れないことから、皆減となるものであります。このことから、平成31年度末の町債残高見込みは、歳出の公債費元金償還額分の約4億8,800万円が減少する見通しであります。

次に、歳出につきましては、重点事業や主な施設についてご説明申し上げます。

最初に、「もっと夢を、大和町に生きる気概と誇りを子どもたちに」についてであります。まず、本年度予算であります。小中学校の空調設備整備工事につきましては、繰り越しをお願いすることとしており、新年度の夏前には工事を完了させて、子供たちの教育環境を改善してまいります。

また、みやぎ環境交付金を活用しました大和中学校屋内運動場照明器具のLEDへの交換を実施してまいります。

次に、大和町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられます。学習の場の提供と自然豊かな環境の中での志を高めるひとづくりプロジェクト事業として、土曜学習まほろば塾、林間教育、夢と希望と志を語る会、ユメセン事業、志まなび塾を昨年に引き続き実施してまいりまいます。また、学校図書支援員、学習支援員の配置のほか、外国語指導助手招致事業は指導助手を3人から6人に増員し英語指導の強化を図るなど、児童生徒の学習環境のさらなる充実と学力向上のための総合的な支援も継続してまいります。

社会教育関係施設につきましては、本年度内に補正をいただきました体育館の設備の更新に引き続き、新年度は改修事業として総合運動公園多目的広場、ダイナヒルズ多目的広場の測量設計等やダイナヒルズ野球場の内野整備を行うなど、スポーツ施設の充実を図るほか、継続してまほろばホールの修繕事業を実施してまいります。

次に、「もっと安心を、子育て・福祉・健康支援を一人ひとりの町民に」について

であります。

まず、本町の喫緊の課題であります周辺地域の人口流出や児童数の減少に歯止めをかけるための子育て支援住宅整備事業であります。平成30年度に敷地造成工事に着手いたしました吉田・鶴巣地区につきましては、住宅の建設費を計上しておりますが、31年度中に入居者募集を行うことにより、32年度から新しい住民の方々に住んでいただける環境が整います。また、落合地区につきましては、敷地造成及び住宅設計の経費を計上し、宮床地区は造成設計費を計上いたしており、引き続き早期の完成を目指してまいります。

本年で5年間の最終年度になります創生総合戦略に掲げました子育て世帯等移住・定住応援事業、3世代同居応援事業、第3子支援事業、出産祝い品贈呈事業、高等学校等通学費助成事業につきましても、多くの方々にご利用いただけるよう、PR等に努めてまいります。

私立保育園運営事業につきましては、これまでの3保育園に加えまして、4月からすみれの花保育園が開園する予定でございますが、今後も保育需要への対応に努めてまいります。

また、保険診療の自己負担金を18歳まで助成するあんしん子育て医療費助成事業のほか、認可外保育施設利用者補助事業、放課後児童クラブ運営事業、児童支援センター運営事業などを引き続き実施し、安心して出産・子育てができる環境の確保を図ってまいります。

福祉・健康支援につきましては、新年度から保健福祉課を福祉課と健康支援課への2課体制に移行した上で、増員も図ることにより充実強化に努めてまいります。

行政区との共催により開催しております敬老会につきましては、行政区の負担軽減のため敬老者やボランティアに対します食糧費を増額いたしますほか、介護保険事業関係では、第8期事業計画を策定してまいります。

また、交通弱者への対応として、平成30年度に開始した高齢者福祉タクシー事業及び障害者の方への福祉タクシー助成事業を引き続き実施してまいります。

そのほかにも、本庁舎窓口への手話通訳者並びに生活保護相談員につきましても引き続き配置を図り、来庁され方々のご不便の解消を図ってまいります。

健康づくりにつきましては、母子保健事業や健康たいわ21プラン推進事業、栄養改善事業を継続して実施してまいります。また、生活習慣病の予防に関する知識の普及啓発や、町民の皆様の健康を支え守るための社会環境の整備を図るほか、仙台大学と連携して、肥満の予防と健康的な運動習慣や食習慣の正しい知識の普及啓発や、子供

からの健康づくりを進めてまいりました地区モデル事業は、宮床地区を対象に引き続き実施してまいります。

新規事業といたしましては、がん治療の精神的負担を軽減し、療養生活の質向上を図るため、医療用ウィッグ、乳房補正具の購入費用に助成をいたしてまいります。

次に、「もっと安全を、災害に強い町に」であります。

防災対策に関しましては、東日本大震災や関東・東北豪雨災害を教訓に、地震や風水害、火災時に備えた防災対策のさらなる強化を図るため、新たに危険ブロック塀の撤去費用に対して助成を行ってまいります。

次に、「もっと元気を、文化・産業・交流・賑わいを大和町に」であります。

まず、新年度より組織機構の見直しにより産業振興課を農林振興課と商工観光課の2課体制として、これまで以上に住民皆様へのスピード感のある体制をとってまいります。

農林水産業の振興に関しましては、主食用米の需給調整と転作作物の推進を図るための水田農業対策事業、農地・水・環境の良好な保全と資質向上を図るため、多面的機能支払交付金事業などに継続的に取り組んでまいります。有害鳥獣対策につきましては、イノシシ対策として、被害防止柵等の購入に対する補助を引き続き実施してまいります。

また、農業経営基盤の整備といたしまして、八志田堰用水路改修事業を継続して実施し、中山間地域の耕作放棄地の防止・解消を図るため、国の補助制度を活用して、中山間地域等直接支払交付金事業に取り組んでまいります。

林業振興は、森林機能の多面的機能保持の観点からの民有林育成対策事業に、引き続き取り組んでまいります。

水産業振興は、役場庁舎と本陣案内所へ設置いたしました伊達いわなの展示水槽の管理を適切に行うとともに、試食イベントの開催、のぼりやリーフレット等によるPR事業により、伊達いわなの普及を図ってまいります。

次に、観光案内の拠点として設置しました吉岡宿本陣観光案内所を引き続き設置し、大和町への積極的な来訪者の呼び込みとおもてなしを行うとともに、外国語版観光パンフレットや観光PR動画の作成に取り組んでまいります。

そして、商工業振興でございます。企業の誘致につきましては順調に推移しておるところではありますが、新たな雇用の創出などを視野に入れながら、今後も就労の場の確保や財政基盤の確立に向けて、引き続き誘致活動を展開してまいります。また、新たな工場用地となりますリサーチパーク北（岩倉地区）の市街化区域編入へ向けて、

都市計画の進めてまいります。

中小企業者の資金面の支援策といたしましては、中小企業振興資金、小規模事業者経営改善資金の利子補給や債務保証料等の支援を継続し、商店街の再生と活性化を図るため、消費税アップの対策としてサブロー商品券の発行の補助を2倍に増額するなど、商工振興事業や商店街担い手支援事業に引き続き取り組んでまいります。さらに、店舗物件取得・改修事業によります空き店舗を活用して、商店街の活性化も図ってまいります。

次に、社会資本の整備であります。交通基盤の充実・強化に関しては、町道維持管理として舗装修繕、側溝修繕の工事費を倍増いたしたほか、町単独の改良事業といたしまして西小路線の道路用地を取得し、平成31年度で工事を完了すべく、幕柳大平線の舗装改良事業に取り組んでまいります。また、国土交通省補助事業といたしましては、高田中央橋の上部工、(仮称)下草橋の用地取得を行い、小鶴沢線の舗装改良も交付金事業として実施してまいります。

特定防衛施設周辺整備調整交付金事業といたしましては、流通平1号線、前河原熊谷線の改良事業を継続いたし、平成31年度での完了を予定するものであります。

上下水道関係につきましては、昨年9月に議決をいただきました水道料金の改定が平成31年4月請求分(3月使用分)から始まります。この改定は、宮城県大崎広域水道からの受水費の見直しに合わせて、現在の用途別料金制を口径別料金制へ移行して、さらに家庭用の水道料金を生活に配慮し引き下げているところであります。

また、水道事業の漏水対策としまして、排水管布設がえ事業のほか、松坂ポンプ場等の設備更新工事を、公共下水道の整備事業といたしましては、マンホール浮上防止工事やマンホールポンプ更新等を実施いたしますほか、管路のストックマネジメント計画の策定、市街地編入等に伴う公共下水道計画認可変更に取り組むことにより、住環境及び産業活動環境、公衆衛生の向上を図ってまいります。

公共交通の充実・強化に関しましては、今年度に更新を行いますポンチョと昨年度更新したバスの2台の車両によります町民バスの運行のほか、デマンドタクシーの運行も行ってまいります。

最後に、「そして創生を」であります。

まず、「みんなで進める協働のまちづくり」であります。町民サービスの向上に関しましては、住民票の写しや印鑑登録証明書など各種証明書がコンビニエンスストアから取得できるコンビニ交付を平成31年度中に始められるよう、システム構築に取り組んでまいります。

次に、「計画の進行管理と推進体制」であります。

第4次総合計画の見直しに合わせて平成27年度に策定いたしましたまち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間が平成31年度に最終年度となりますことから、次期総合戦略の策定に取り組み、子育て支援と中心市街地と周辺地域の均衡ある住環境の確保を主要課題に、事業の展開等を行っていく所存でございます。

以上が、平成31年度の主要施策の概要であります。経常的な施策事業につきましても、あわせて措置をしているところであります。

これらの内容を盛り込みました一般会計当初予算額の概要であります。一般会計予算総額は111億1,100万円で、前年度に比較し7億5,800万円、7.3%の増となったところであります。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業勘定特別会計及び介護保険事業勘定特別会計につきましては、両会計ともに保険給付等の増額となっております。

財産区特別会計につきましては、3財産区会計ともそれぞれ所要の措置をいたしておりますが、吉田財産区特別会計には分収造林業務委託事業等の経費を措置いたしております。

奨学事業特別会計は、経済的な理由により就学が困難な方への貸付金について所要の措置をいたしております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金について所要の措置をいたしております。

下水道事業特別会計につきましては、公共下水道認可変更業務、ストックマネジメント策定の経費を措置したことにより増額となっております。

農業集落排水事業特別会計及び戸別合併処理浄化槽特別会計につきましては、施設の維持管理経費を措置したものであります。

水道事業会計につきましては、安全・安心、安定的な給水に資するよう、維持管理、施設設備の更新事業に要する経費を措置いたしました。

水道事業会計を除く平成31年度の各種会計予算の総額は167億5,496万7,000円となり、前年度当初予算と比較して9億1,854万2,000円、5.8%の増となったところであります。

以上が、平成31年度当初予算概要でございます。

次に、平成30年度補正予算について申し上げます。

議案第30号の一般会計は、補正額2億7,433万8,000円を減額し、総額を116億2,044

万9,000円とするもので、各費目におきまして人件費の調整、執行額の確定、契約の差金、事業費の精算調整によります減額措置をいたしましたほか、総務費では、普通交付税が不交付となったことに伴う錯誤調整額の返還金、庁舎空調設備の中央監視装置の更新費用、債務負担行為設定によります町民バス購入費用の計上、医療費助成に係る防衛施設周辺調整交付金の基金への積立金を措置するものであります。

民生費では、国保財政安定化支援事業の確定に伴う国民健康保険事業勘定特別会計へ繰出金の増額、実績見込みによる障害自立支援給付費、未熟児養育医療給付費、児童手当支給費、母子・父子医療給付費を追加し、農林水産業費は、有害鳥獣対策事業費に有害鳥獣駆除の実績見込みによる経費の追加、土木費は、道路舗装改良事業の補助から単独事業への振りかえ、橋梁架設事業施行地の軟弱地盤調査費を追加措置し、消費費は、国の二次補正に係る事業として防災ハザードマップ作成の経費の追加措置を行うものであります。

これらの財源措置といたしましては、国庫支出金5,967万6,000円、財産収入4,613万2,000円などを追加し、地方交付税5,000万円、県支出金4,786万7,000円、町債3億840万円などの減額対応といたしております。

また、議案第31号から議案第41号までの特別会計等の補正予算につきましても、所要の措置を講じております。

次に、本日提出しております予算以外の議案について、その概要をご説明申し上げます。

報告第2号につきましては、公用車の交通事故に関しまして、損害賠償の額を定め和解する専決処分を行ったものであります。

報告第3号につきましては、宮床児童館新築工事の契約金額を変更する専決処分を行ったものであります。

議案第2号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきまして、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、職員の超過勤務命令の上限設定など所要の改正を行うもの。

議案第11号は、選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例につきまして、土地改良法の改正により、土地改良区総代の選挙につきまして、町選挙管理委員会の管理が廃止されるため所要の改正を行うもの。

議案第12号は、大和町職員の給与に関する条例につきまして、職員の職務の困難及び責任の度を規定した職務の級を、6階層から7階層に見直すための改正を行うもの。

議案第13号は、心身障害者医療費の助成に関する条例につきまして、医療費の助成

対象者を拡充するための改正を行うもの。

議案第14号は、児童館設置条例及び放課後児童クラブ条例につきまして、宮床児童館の新築移転による所在地変更に伴い所要の整理を行うもの。

議案第15号は、敬老祝金等支給条例につきまして、特別祝金の支給に1年以上町内に住所を有する者とする要件を加えるほか、所要の整理を行うもの。

議案第16号は、災害弔慰金の支給等に関する条例につきまして、法律等の改正に伴い、災害援護資金の貸付利息の見直しや償還方法の拡充などにより、適正な貸し付けを行うよう所要の改正を行うもの。

議案第17号につきましては、基金を活用した土地取得が見込まれない状況にありますことから、土地基金条例を廃止し整理するものであります。

以上が平成31年度に執行いたします町政の基本方針と提出議案の概要であります。今会議期間中に補正予算、人事及び契約に係る議案を追加させていただく予定としておりますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。

何とぞよろしくご審議をいただきまして、ご可決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

---

日程第 3「報告第 2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）」

議 長 （馬場久雄君）

日程第3、報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）」を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長補佐大友 徹君。

総務課長補佐 （大友 徹君）

それでは、議案書1ページをお願いいたします。

報告第2号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を定め、和解することについて、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

2ページ目をお願いいたします。専決処分書でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分いたしましたものでございます。

記といたしまして、1、専決処分事項でございます。地方自治法第96条第1項、第12号及び第13号に該当する事件のうち、法律上、町の義務に属する損害賠償につき、1件50万円以下の範囲内において、その額を定めること及びこれに伴う和解をすることでございます。

相手方につきましては、記載のとおりでございます。

3、事故の概要でございます。平成30年12月11日午前11時45分ごろ、大和町吉岡中町地内の町道下町奥田線を職員が公用車で走行中、前方不注意により車両バンパーを町道路側帯にありました電話柱に衝突させたものでございます。損害は、公用車前部バンパーの損傷。電柱は全損したため、交換を要する損害を与えたものでございます。

4、損害賠償の額につきましては、42万6,333円でございます。

5、和解の内容でございます。大和町の過失割合を10割とし、大和町は相手方に対して損害額である42万6,333円を支払い義務があることを認め、これを支払うことというものでございます。また、大和町、相手方の両当事者は、本件について、今後は裁判上、裁判外を問わず一切異議申し立て、請求を行わないことを両者で確認をしまして、和解することとしたものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

以上で、報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）を終了いたします。

---

日程第4「報告第3号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）」

議長（馬場久雄君）

日程第4、報告第3号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長（内海義春君）

それでは、議案書3ページをお願いいたします。

報告第3号 専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、工事請負契約の変更について、



別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

4ページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分するものであります。

記といたしまして、1、件名及び契約名は、平成30年大和町議会6月定例会議において議案第48号により議決を得た「平成30年度宮床児童館新築工事」であります。

2、金額の変更は、議決を得た契約金額1億2,528万円、変更後の契約金額1億2,960万円、契約金額の増額432万円であります。

次に、3、変更理由でございます。変更理由につきましては、本工事において、当館の避難方法等を再検討した結果、図書室から館外への避難経路を確保するため、一部窓を避難扉に変更し児童の安全を図ることとしたもの。併せて各部屋の避難扉となる箇所から高低差を考慮し、犬走りにステップ階段を増工し円滑な避難経路を図るもの。また、外構舗装工事において、路盤の排水勾配を確保するため路盤材の補充を行い施設の環境整備を図るものであります。

平成31年2月22日専決。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

以上で、報告第3号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）を終了いたします。

---

日程第 5 「議案第10号 大和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 6 「議案第11号 大和町選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 7 「議案第12号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 8 「議案第13号 大和町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 9 「議案第14号 大和町児童館設置条例及び大和町放課後児童ク

ラブ条例の一部を改正する条例」

- 日程第10「議案第15号 大和町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例」
- 日程第11「議案第16号 大和町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第12「議案第17号 大和町土地基金条例を廃止する条例」
- 日程第13「議案第18号 平成30年度大和町一般会計補正予算」
- 日程第14「議案第19号 平成30年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第15「議案第20号 平成30年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第16「議案第21号 平成30年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」
- 日程第17「議案第22号 平成30年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」
- 日程第18「議案第23号 平成30年度大和町落合財産区特別会計補正予算」
- 日程第19「議案第24号 平成30年度大和町奨学事業特別会計補正予算」
- 日程第20「議案第25号 平成30年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」
- 日程第21「議案第26号 平成30年度大和町下水道事業特別会計補正予算」
- 日程第22「議案第27号 平成30年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」
- 日程第23「議案第28号 平成30年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」
- 日程第24「議案第29号 平成30年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

次に、日程第5、議案第10号 大和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例から日程第24、議案第29号 平成30年度大和町水道事業会計補正予算

までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長補佐大友 徹君。

総務課長補佐 (大友 徹君)

それでは、議案第15号 大和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書5ページをお開きいただきたいと思います。

あわせまして、別冊の議案説明資料、議案第10号から第16号関係の資料も、1ページをお開きいただきたいと思います。

大和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の一部改正につきましては、平成30年7月6日に働き方を推進するための関係法律の整備に関する法律が公布されまして、この法律の中で、時間外労働時間に上限を設ける労働基準法の改正が行われたものです。内容につきましては、時間外労働は1カ月につき45時間、1年につき360時間を上限とする。さらに、特別な事情がある場合には、1カ月100時間未満とする。そういったことの規定が新たに定められたものでございます。このようなことを受けまして、町職員の時間外勤務につきましても同様の措置が必要となりますことから、条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表のほうでご説明いたしますので、別冊の説明書1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第1条につきまして、地方公務員法第24条につきまして項の削除や繰り下げを行う改正が行われております。このことから、下線のように、条例中に引用しております第24条第6項を、第24条第5項と改めるものでございます。

次に、職員の時間外勤務に関する規定であります第8条につきまして、下線部のように第2項の次に、新たに第3項といたしまして、前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める規定を加えるものでございます。本条例にこの委任規定を設けまして、法改正で新たに示されました時間外勤務に関する具体的な内容については、同条例の規則のほうで詳細を規定することとするものでございます。

恐れ入りますが、議案書の5ページにお戻りいただきたいと思います。

附則でございます。この条例は、法律の施行日に合わせまして、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

それでは、続きまして議案書6ページ、議案第11号 大和町選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

あわせまして、同様に議案説明資料の2ページをごらんいただきたいと思います。

大和町選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の改正につきましては、土地改良法の一部を改正する法律が平成30年6月8日に交付されております。その中で、土地改良区総代選挙につきまして、従来管理しております選挙管理委員会による管理を廃止いたしまして、土地改良区の管理のもとで実施するという事にされておりますことから、関係条項の改正を行うものでございます。

説明資料2ページの新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。

本条例第2条第1項には、大和町選挙管理委員会が管理する選挙または投票の定義を規定いたしております。その第2条第1項中に2カ所ございます「、町長及び土地改良区の総代会の総代」の文言につきまして、選挙管理委員会の管理のもとでの選挙が廃止されたということを受けまして、土地改良区に関する文言を削るような形で、「及び町長」と改めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の6ページにお戻りいただきたいと思います。

附則でございます。第1条の施行期日につきまして、改正する法律の施行日に合わせ、この条例は平成31年4月1日から施行するというものでございます。

附則第2条は、経過措置でございます。土地改良法の一部を改正する法律におきましても同様の経過措置が設けられており、これまで選挙管理委員会の管理のもとで実施された選挙により選任されました現在の総代の方について、解職請求、補欠選挙などの選挙を実施する際には、引き続き選挙管理委員会で行うとするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第12号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書7ページをお願いいたします。

あわせまして、別冊の議案説明資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

今回の条例の一部改正につきましては、地方分権の流れを受けました市町村への権限移譲、新たな法律の制定、制度改正などにより市町村の事務の拡大が進み、町の自己決定権の範囲が拡大していること、さらには、大和町第4次総合計画やまち・ひ

と・しごと創生総合戦略、それらに基づく町の新規事業などの増加によりまして、管理監督職の職務の責任度や困難性が従来に比較して増してきているということから、職員の職務内容を定めました職務の級を見直し、現在の6階層を7階層に改めようとするものでございます。

なお、今回の職務の級の見直しの考え方や内容につきましては、大変恐れ入りますが、本日後ほど予定しております全員協議会の場におきまして改めてその内容詳細を申し上げることといたしておりますことから、一部改正条例案の内容につきましては簡潔に説明させていただきますことをご了承いただきたいと思います。

それでは、改正の内容につきまして新旧対照表でご説明いたしますので、別冊の説明資料3ページのほうをお開きいただきたいと思います。

まず、この条例改正第1条につきまして、先ほど勤務時間条例の改正案の中でもご説明いたしました内容と同様に、本条例で引用しております地方公務員法の条項の改正を受けまして、第6項の箇所を文言第5項に改めるというものでございます。

次に、本來說明すべき順番と逆にはなりますけれども、この条例の規定に沿って、別表第1の改正内容からご説明をいたします。

別表第1につきましては、職務の級を7階層に見直すことに伴い、対応するこの行政職給料表にも新たに7級の区分を設けるものでございます。行政職給料表は説明資料の3ページから5ページまでにわたって表として記載されておりますが、7級といたしまして、1号俸から61号俸までの給料月額と、説明資料の7ページになります、給料表の一番下の欄になりますが、再任用職員の給料月額の欄を追加するというものでございます。

次に、別表第2の級別職務分類表の改正でございます。説明資料の7ページをごらんいただきます。

別表第2、級別職務分類表の改正につきましては、冒頭でご説明いたしましたとおり、市町村事務の増加や町の自己決定権の範囲の拡大により、管理監督層の職員や職務、職責、そういった困難性が増していることを理由といたしまして、現在、主事、技師級から課長級までを6階層で区分しておりました級別職務分類表につきまして、それらを7階層に改め、職務の見直しを行うというものでございます。見直しによる主な改正点といたしましては、従来5級と6級にありました課長級は見直し後に6級、7級に、従来4級であった課長補佐級は5級に、主に3級であった係長級職は3級と4級に改めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書のほうにお戻りいただき、11ページをお願いしたいと思います。

ます。

附則でございます。

第1項の施行期日でございます。この条例は平成31年4月1日から施行するというものでございます。

第2項、職務の級の切替えでございます。第2項につきましては、現在の職務の級から今回改正する新しい職務の級へ切りかえる際の方法について規定するものでございます。この規定の内容につきましては、議案書の12ページでございます附則別表第1、職務の級の切替表のほうをごらんいただきたいと思えます。

まず、この条例の施行日である平成31年4月1日を切りかえ日といたしまして、現在の職務、現在職員が適用されております職務の級は、この切替表の旧級と書いてある欄に記載する職務の級となります。この平成31年4月1日の切りかえ日において、この旧級に対応する新旧の欄に定める職務の級、右にスライドした形で切りかえるというものでございます。ただし、旧級から新級に切りかえる際、2つの級に区分されている級がございますが、それらにつきましてはその級に在職している年数や現在の職に基づきまして、そのいずれかの職務の級に決定するというものでございます。

議案書11ページ、第3項のほうにお戻りいただきたいと思えます。号俸の切替え等についてでございます。今回の改正により、先ほど附則第2項で、職務の級を切りかえた際に、その新しい職務の級で適用される号俸の切りかえの方法、内容を規定したものになります。この切りかえ方法につきましては、議案書の13ページから16ページまでの附則別表第2、号俸の切替表でご説明をいたします。

議案書13ページをごらんいただくようお願いいたします。

一例といたしまして、現在3級30号俸である場合から4級に切りかわる場合に適用される号俸を説明申し上げたいと思えます。

3級30号俸ということですので、まずこの切替表の一番左にあります旧号俸欄、これを縦に30の数字まで下がっていただくようになります。そこから右に4升移ったところに13という数字がございます。その数字が、切替表の上を見ていただくとおわかりかと思うんですが、旧級の3級から新しい4級に切りかわった場合に適用する号俸というようになります。そのような形でこの切替表のほうをごらんいただくようになります。同様に、もし5級30号俸であった場合というのは、新しい6級に切りかえる際、同じこの30の数字から右に7升移っていただきました19という数字、こちらが5級から6級に切りかえる際に適用される号俸というものになります。

この号俸切替表の考え方といたしましては、現在の給料月額から新しく切りかえる

職務の級の給料月額を照らし合わせまして、同額かまたはその同額がなければ1つ直近上位の給料月額となることを基本といたしまして、そこに4号俸分を加えたものが、あらかじめこの切替表の中で調整しているものでございます。4号俸を加える理由といたしましては、今回の職務の級の号俸切りかえはあくまで昇格によるものではありませんので、先ほど説明いたしましたとおり、同額または直近上位の額を基本として切りかえるという考え方にしております。しかしながら、今回の措置で職務の級の切りかわらなかった職員がいた場合に、来年度以降、昇格という形で一定の昇格の効果、メリットを得て上位の級に昇格した場合に、場合によっては今回スライドした職員の給料月額を上回る逆転現象が生じる場合も想定されます。そういったことから、この職務の級の切りかえに当たりましては、数年後の経年の推移なども試算をしております。職員全体の権衡を保つよう調整して4号俸を加えているものでございます。そういった形で調整を図ったことについてご理解をいただきたいというふうに思います。

それでは、議案書の12ページ、附則第4項のほうをごらんいただきたいと思います。切替日前の移動者の号俸等の調整でございます。この規定は、派遣や人事交流などにより引き続いて職員となったものがいた場合に、号俸の算定過程におきまして権衡上必要と認められる限度において調整を行うということができるようにする規定でございます。

次に、第5項でございます。附則第3項または第4項の規定によりまして新しく切りかえを行った場合に、この条例の第5条第6項で規定する昇給決定の規定を適用する際は、その判定に支障を来すことのないように、切りかえ前後での期間を通算できるように規定するものになります。

次に、第6項、旧号俸等の基礎でございます。これまで前4項の附則に適用に当たり、切りかえ日の職員の職務の級や給料月額は、従前の条例や規則の規定に従い定められたものでなければならぬと規定するものでございます。

第7項でございます。この一部改正条例の施行に関し、必要な事項は規則に委任することを規定するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

暫時休憩します。

休憩の時間は10分程度とし、再開は11時15分からいたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

議長（馬場久雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長（村田良昭君）

それでは、議案書17ページをお願いいたします。

議案第13号 大和町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正趣旨といたしましては、これまで対象者は身体障害者手帳の1級、2級もしくは内部障害身体3級と療養手帳Aなどの方が対象でしたが、今回の県の補助要綱の改正に合わせ、精神障害の1級に該当する方を対象に加えるものでございます。

説明資料の新旧対照表8ページをごらんください。

改正内容といたしまして、第2条第1項に第3号として、精神保健及び精神障害福祉に関する法律に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、障害の程度が同法施行令に定める1級に該当するものという規定を加えるものでございます。

議案書17ページのほうに戻っていただきたいと思っております。

附則といたしまして、この条例は、平成31年10月1日から施行するもので、経過措置といたしまして、施行前に受けた医療費の助成は従前の例による規定であり、附則3として、対象者への周知や登録受け付け等は、この条例の公布日から準備行為として行うことができるように規定しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長（内海義春君）

それでは、議案書18ページをお願いいたします。

議案第14号 大和町児童館設置条例及び大和町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例であります。



今回の条例改正につきましては、宮床児童館を新たに宮床小学校地内に開設することに伴い、宮床児童館及び宮床児童館放課後児童クラブの位置について改正するものでございます。

説明につきましては、別冊の条例議案説明資料の9ページで説明をさせていただきますので、そちらをお願いいたします。

説明資料9ページでございます。

こちらの大和町児童館設置条例及び大和町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

初めに、第1条関係でございまして、大和町児童館設置条例の新旧対照表であります。

第1条中の宮床児童館の位置について、大和町宮床字中野28番地の1を、大和町宮床字四辻85番地の6に改めるものであります。

説明資料10ページをお願いいたします。

第2条関係、大和町放課後児童クラブ条例の新旧対照表であります。

第2条第2項中の宮床児童館放課後児童クラブの位置について、大和町宮床字中野28番地の1を、大和町宮床字四辻85番地の6に改めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書18ページにお戻りをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

経過措置といたしまして、改正前の条例の規定に基づいてなされた行為は、改正後の条例によりなされたものとみなすものであります。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長櫻井修一君。

保健福祉課長 （櫻井修一君）

それでは、議案書19ページをお願いいたします。あわせて、条例議案説明資料議案第10号から第16号関係につきましてもご用意をお願いいたします。

議案第15号 大和町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

大和町敬老祝金等支給条例の一部を次のように改正をするものでございます。

本条例の改正につきましては、100歳到達者に支給しております特別敬老祝金の支

給要件などを見直すものでございます。これまで町内在住10年未満の方に対しまして5万円を支給しておりましたが、100歳到達の直前に転入し100歳を迎えた場合でも支給の対象となっております。一方、80歳以上の方に支給しております敬老祝金につきましては、引き続き1年以上居住と規定されておりますことから、特別敬老祝金と敬老祝金の支給要件の整合性を図るために所要の改正を行うものでございます。

また、敬老祝金の支給日につきましては9月15日となっておりますが、来年度より敬老祝金の支給方法を口座振込に変更する予定としておりますので、所要の改正を行うものでございます。

それでは、別冊となっております条例議案説明資料の新旧対照表により説明させていただきます。

11ページをお願いいたします。

第2条第2項の第1号から第3号までであります。それぞれ記念品の後に支給額を示しておりますが、記念品が支給額であるかとも受け止められることも想定されますことから、住所を有するものの後にそれぞれ支給額を明記し、特別敬老祝金、同居家族に対する記念品として文言を整理するものでございます。

続きまして、第2項第3号であります。引続き10年未満町内に住所を有する者の前に、1年以上を加えるものでございます。

続きまして、第3条、祝金等の支給日であります。第1号の祝金 毎年9月15日を、祝金 毎年9月末日までと改めるものでございます。

議案書19ページにお戻りをお願いいたします。

附則といたしまして、施行期日であります。この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

経過措置といたしまして、改正後の第2条第2項第3号の規定は、この条例の施行日以後の転入届者については適用し、平成31年3月31日以前の転入届者については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案書20ページをお願いいたします。

議案第16号 大和町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

大和町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

本条例の改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴いまし

て所要の改正を行うものでございます。

主な改正点につきましては、法律改正により連帯保証人の必須義務が撤廃されたことにより、連帯保証人に関します規定を追加するものでございます。

利息割合につきましては、法律改正により3%の範囲内において市町村条例で定められることになりましたので、県内の他市町村と同様に東日本大震災と同じ年利1.5%とし、保証人を立てた場合は無利子とするものでございます。

償還方法につきましては、法律改正により年賦及び半年賦償還に月賦償還が追加されましたので、あわせて月賦償還の規定を追加するものでございます。

それでは、別冊となっております条例議案説明資料の新旧対照表により説明させていただきます。12ページをお願いいたします。

第14条の見出し中、利率に連帯保証人及びを加え、第1項に連帯保証人を立てる規定を加えるものでございます。

第2項につきましては、3親等以内の親族が死亡、さらには生計状態の悪化により連帯保証人の要件を満たす人がいない場合など、連帯保証人を立てなくてもよいとする規定を加えるものでございます。

第3項につきましては、利率の規定でありまして、連帯保証人を立てることで無利子とし、保証人を立てられない場合は年1.5%とする規定を加えるものでございます。

第4項につきましては、連帯保証人が貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は同法律施行令第9条の違約金を包含する規定を加えるものでございます。

第15条につきましては、第1項に月賦償還を加えまして、第3項の保証人につきましては前条で保証人の規定を設けましたので、削除及び規定する条文に改めるものでございます。

次の13ページをお願いいたします。

附則であります、第2条の東日本大震災に係る特例であります。保証人に関する適用条文に改めるものでございます。

議案書21ページにお戻りをお願いいたします。

附則といたしまして、施行期日であります、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

経過措置といたしまして、改正後の災害弔慰金の支給に関する条例第14条及び第15条の規定につきましては、この条例施行日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けに適用し、当日前に生じた災害により被害

を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについては、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 （馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長 （千坂俊範君）

それでは、議案書22ページをお願いいたします。

議案第17号 大和町土地基金条例を廃止する条例でございます。

大和町土地基金条例は廃止するものでございまして、附則としまして、公布の日から施行するものでございます。

別冊でお配りしてある資料によって、土地基金の経過から廃止に至る理由についてご説明をさせていただきます。

1 ページ目でございます。

まず、1つ目といたしまして、土地基金の経過でございます。土地基金につきましては、昭和46年10月、公用または公共用に供する土地及び自然環境の保全その他公共の利益のために必要な土地の円滑な取得を図るために、地方自治法第241条第1項の規定に基づき設置されたものでございまして、その後幾多の改正を経まして、現在に至っているものでございます。

この基金は、将来の土地需要に備えまして用地を先行取得して、その後の事業をスムーズに運ぶことを主な目的としてございました。これは、土地の価格が上昇することへの対応でございますとか、所有者から代替地要望がございました場合の対応等のメリットがあったわけでございます。ただ、近年は土地価格の下落から全く移動のないまま、今まで経過をいたしております。また、財産管理上も普通財産、基金財産の区分を明確にした形ではなくて、一体的な形で管理が行われている状況でございます。そういった状況にある中、平成29年度決算審査におきまして、各種基金の取り扱いについて整理統合するなど有効な活用方を検討されたいとの指摘事項をいただいております。それに対しまして、整理が必要な旨を回答しているところでございます。

2つ目の、土地基金の状況でございます。土地基金の残高は次の表のとおりとなっております。まず、現金、普通預金といたしまして保管しているものが1,007万8,788円でございます。また、現金を繰りかえ運用しているものが2億1,000万円でご

ございます。こちらは一般会計運用をいたしてございます。土地につきましては1億5,454万3,212円でございます。こちらは土地を取得した額でございまして、台帳上の簿価となっているものでございます。これらの合計といたしましては3億7,462万2,000円となるものでございます。

3番目の土地基金の廃止でございます。現在は事業用地を先行取得する必要性が薄れ、取得が必要な場合には購入費を歳出予算に計上した上で行われております。土地基金を存続させましても今後とも活用が見込まれないことから、今年度をもって廃止するものでございます。

なお、過去には黒川土地公社も存在しまして、この基金と同様に土地の先行取得でありますとか造成をやった公社がございましたけれども、それも時代の流れによりまして、数年前に解散をしているという状況でございます。この土地基金も同様な社会情勢を考えまして、廃止という形をとらせていただくものでございます。

4番目といたしまして、今後の手続でございます。議決をいただきました後は廃止条例を公布、施行いたしまして、基金、預金として保管してございます1,000万円ほどの部分につきましては一般会計へ繰り入れをいたします。そうしまして、繰りかえを運用しています2億1,000万円につきましては相殺の措置をいたしまして、土地につきましては普通財産に移管するというものでございます。

以上でございます。

引き続き、議案第18号 平成30年度大和町一般会計補正予算（第9号）でございますが、議案書は23ページでございます。

あわせまして、別冊の事項別明細書の準備もお願いいたします。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ2億7,433万8,000円を減額いたしまして、予算総額を116億2,044万9,000円とするものでございます。予算補正の款項の区分につきましては、24ページから27ページの第1表のとおりでございます。

続きまして、第2条でございます。繰越明許費の補正につきましては、追加でございます。第2表により規定をするものでございます。

次は、第3条、債務負担行為の補正につきましては、追加でございます。第3表により規定するものでございます。

第4条は、地方債の補正でございます。変更及び廃止でございまして、第4表により規定するものでございます。

それでは、議案書の28ページをお願いしたいと思います。

第2表繰越明許費補正でございます。

追加でございまして、平成31年度へ繰り越しして執行する見込みのある事業につきまして、記載しております金額を限度として議決をお願いするものでございます。

2款1項庁舎改修につきましては、5,471万5,000円でございます。

同じく2款1項庁舎等ネットワーク環境不足対策につきましては、540万円であり  
ます。

5款1項農林業系汚染廃棄物対策につきましては、42万3,000円であります。

5款同じく用水路法面整備（相川堰幹線）につきましては、345万6,000円であり  
ます。

6款1項観光施設整備につきましては、1,503万6,000円あります。

7款1項吉田川床上浸水対策につきましては、2,000万円でございます。

7款2項道路改良（幕柳大平線、原子附ノ川線）につきましては、8,958万9,000円  
でございます。

同じく橋りょう整備（高田中央線橋、（仮）下草橋）につきましては、9,981万円  
であります。

同じく舗装改良（前河原熊谷線）につきましては、4,700万円でございます。

7款4項都市再生整備（もみじヶ丘歩道橋、事業効果分析）につきましては、1億  
3,217万3,000円でございます。

7款5項子育て支援住宅整備（鶴巣地区、吉田地区）につきましては、6,903万  
3,000円でございます。

8款1項防災ハザードマップ作成につきましては、699万6,000円でございます。

9款2項町立小学校空調設備整備につきましては、4億6,291万9,000円ござい  
ます。

9款3項町立中学校空調設備整備につきましては、2億3,416万2,000円あります。

9款5項体育施設備品整理につきましては、103万7,000円でございます。

合計では、16件の12億4,954万9,000円となっております。

29ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正につきましては、追加でございます。

4月1日より委託業務等が開始されるます事項について、平成30年度中に発注調達  
行為を行うため、債務負担行為のご承認をお願いするものでございます。

公園施設等管理業務につきましては、期間が平成30年度から31年度まで、限度額が  
4,478万4,000円でございます。

30ページをお願いいたします。

第4表地方債補正につきましては、変更でございます。

消防ポンプ車購入事業債につきましては、事業費の確定に伴いまして、限度額を2,660万円から2,330万円に変更するものでございます。

31ページをお願いいたします。

次が、廃止でございます。

災害援護資金貸付金につきましては、貸付者がなかったことによりまして、また、臨時財政対策債につきましては、不交付団体となりましたため発行額が算定されないこととなりまして、廃止をいたしますものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書の3ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款町税1項町民税2目法人につきましては、収入済額のうち、歳出の見合いによりまして、1節現年度課税分856万1,000円を追加するものでございます。

11款地方交付税につきましては、今年度不交付団体となりましたことから、計上いたしておりました普通交付税5,000万円全額を減額いたすものでございます。

12款交通安全対策特別交付金につきましては、実績見込みにより減額をいたすものでございます。

13款分担金及び負担金1項負担金2目教育費分担金につきましては、小中学校の日本スポーツ振興センターへの保護者負担金分の確定によります減額でございます。

2項負担金1目民生費負担金児童福祉費負担金につきましては、利用者の増加がありました放課後児童クラブ延長利用料を追加するものでございます。

14款使用料及び手数料1項使用料3目農林水産使用料につきましては、1節農業使用料につきましてはふれあい農園の空き区画分を減額するものでございます。

5目土木使用料2節公園使用料につきましては、実績見込みにより減額するものでございます。

2項手数料3目衛生手数料につきましては、手数料の改正による増額分を追加するものでございます。

2節飼犬手数料につきましては、登録及び、4ページになりますが、狂犬病予防集合注射の実績確定により減額するものでございます。

4ページでございます。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金につきましては、3節児童手当負担金、4節児童福祉費負担金、5節老人福祉費負担金、それぞれ交付決定による

減額または増額措置でございます。

2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金 1 節個人番号カード交付事業費補助金は、事業費の確定によります減額でございます。

2 目民生費国庫補助金 2 節児童福祉費補助金につきましては、地域少子化対策重点推進事業の精算による減額でございます。

5 目土木費国庫補助金 1 節道路橋りょう費補助金、2 節社会資本整備総合交付金につきましては、交付額の決定により減額するものでございます。

6 目消防費国庫補助金 1 節災害対策費補助金につきましては、防災マップ作成に係る防災安全交付金を計上いたすものでございます。

7 目教育費国庫補助金 1 節教育総務費補助金は、事業実績見込みによりまして私立幼稚園就園奨励費は追加、被災者支援総合交付金は減額でございます。

2 節小学校費補助金につきましては、要保護及び準要保護児童生徒援助費、特別支援教育就学奨励費の実績見込みにより追加するものでございます。

4 節社会教育費補助金は、被災者支援総合交付金の事業費精算による減額でございます。

8 目特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、事業の確定並びに第 2 次分 S A C O 分の追加交付決定により追加をいたすものでございます。

5 ページをお願いいたします。

同じく国庫支出金 3 項委託金でございます。

1 目総務費委託金総務管理費委託金は、交付決定により追加いたすものでございます。

16 款県支出金 1 項県負担金 1 目民生費県負担金でございます。

1 節保険基盤安定負担金、3 節児童福祉費負担金、4 節老人福祉費負担金、5 節…、失礼しました。4 節は児童福祉費負担金、5 節老人福祉費負担金、それぞれ交付決定等によります減額または追加措置をいたすものでございます。

続きまして……、失礼しました。今、児童福祉費まで申し上げたところでございます。

4 目農林水産業費県補助金……、（「16 款県支出金の 1 項説明してるんだよ」の声あり）済みません、1 項が漏れていました。済みません。

済みません、16 款 1 項県負担金でございます。済みません、これが終わったので、済みません、2 項の……、申しわけありません、ちょっと目移りしました。

それでは、2 項の県補助金でございます。



民生費県補助金児童福祉費補助金につきましては、事業の実績見込みによる減額または追加でございます。

4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金につきましては、農業委員会交付金から農地利用最適化交付金までが、事業の実績見込みによります追加または減額でございます。

畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業費につきましては、事業の廃止によります減額でございます。

2節水産業費補助金につきましては、事業費確定による減額でございます。

6目市町村振興総合補助金につきましては、説明欄記載の対象事業のそれぞれ事業費確定によります追加または減額をいたすものでございます。

6ページをお願いいたします。

7目みやぎ環境交付金につきましては、対象事業費の確定による減額でございます。

8目災害復旧費県補助金3節被災者児童生徒就学支援事業補助金につきましては、交付決定によります追加でございます。

同じく3項委託金でございます。

1目総務費委託金4節統計調査費委託金につきましては、交付決定による追加でございます。

3目教育費委託金1節学校教育費委託金につきましては、事業費確定による減額でございます。

17款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入につきましては、年度中の新規貸し付けによります追加でございます。

2目利子及び配当金につきましては、各種基金利子収入につきまして収入見込みによる調整をいたすものでございます。

同じく2項財産売却収入1目不動産売却収入につきましては、リサーチパーク北（岩倉地区）の事業用地として町有財産を処分いたしましたことによりまして、土地及び立木の売り払い収入を計上いたすものでございます。

19款繰入金2項基金繰入金2目防衛施設周辺調整交付金基金繰入金につきましては、充当事業費の調整により500万円を追加繰入するものでございます。

4目土地基金繰入金につきましては、基金の廃止に伴い基金保有の現金を繰り入れるものでございます。

7ページをお願いいたします。

5目東日本大震災復興基金繰入金につきましては、防災ハザードマップ作成事業に

充当するため繰り入れるものでございます。

21款諸収入4項受託事業収入1目農業費受託事業収入につきましては、農地中間管理機構受託事業の精算見込みによります減額でございます。

続きまして、5項雑入でございます。

1目納付金につきましては、2節給食費納付金の実績見込みによります減額でございます。

3目雑入につきましては、各種教室、大会参加料からスポーツ振興くじ助成金までは事業費等の確定見込みによりましてそれぞれ減額し、その他の収入は前年度医療給付実績によります広域連合からの精算金を計上いたすものでございます。

22款町債につきましては、議案書でご説明いたしましたとおりでございますが、民生債につきましては被災者がなかったことから、消防費につきましては消防ポンプ自動車購入費の確定により、4目臨時財政対策債につきましては不交付団体となり算定されないことから廃止するものとなっております。

歳入につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

ここで暫時休憩します。

再開は午後1時からといたします。

午前 11時53分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 (馬場久雄君)

総務課長補佐大友 徹君。

総務課長補佐 (大友 徹君)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の8ページをお開き願います。

3、歳出でございます。

1 款 1 項 1 目 議会費でございます。

2 節 給料、3 節 職員手当につきましては、特別職の期末手当の確定による調整を行ったものでございます。

9 節 旅費につきましては、議員の皆様の費用弁償の実績見込みにより減額するものでございます。

次に、2 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費でございます。

1 節 は区長報酬の額の確定見込みにより、また産業医につきましては、前産業医のご逝去に伴いまして新しく産業医を委嘱する際に時間を要したため、不用額を減額いたすものでございます。

2 節 給料、3 節 職員手当、4 節 共済費につきましては、一般職員の人件費の調整を行うものでございます。

なお、3 節 の時間外勤務手当につきましては、3 月末に組織改編に伴います課の配置がえ作業等を行う予定としておりまして、その分の作業に要する時間外勤務手当を増額をお願いするものでございます。

また、退職手当組合に対する特別負担金について、同様に増額の補正をお願いするものでございます。

なお、以下各款科目の 2 節、3 節、4 節 の人件費につきましては、同様の調整を行うものでございますので、説明については省略させていただきたいということでご了承をお願いいたします。

13 節 委託料につきましては、職員健康診断の委託費、職員研修委託費の確定見込みにより減額するものでございます。

19 節 負担金補助金及び交付金につきましては、市町村職員研修所に対する負担金、あとは黒川地域行政事務組合負担金等の実績見込みにより減額するものでございます。

9 ページをお願いいたします。

次に、同款项の 2 目 文書広報費でございます。

11 節 需用費につきましては、広報たいわ町例規集の加除に関する印刷製本費の実績見込みにより減額するものでございます。

13 節 委託料につきましては、シンボルタワー跡地に予定しております PR 施設の実施設計に係る業務委託費の確定により減額するものでございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

続きまして、3目財政管理費でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、普通交付税算定の錯誤額を国に返還するものでございます。3年に1度交付税検査が行われまして、過去3年間の算定の状況を検査されてございます。平成29年度にその検査を受検したわけでございますが、この検査におきまして算定基礎数値の異動や報告誤りにより算定されました額につきまして、翌年度、30年度ということになるんですけれども、普通交付税から控除、精算されるところでございましたけれども、30年度は普通交付税が不交付となりましたことによりまして、現金で返還することとなったものでございます。

次に、25節積立金でございます。財政調整基金積立金及びふるさと応援基金積立金につきましては、基金から発生しました利子額を積み立てるものでございます。

東日本大震災復興基金積立金につきましては、充当事業の事業費の確定によりまして余剰となった分を積み戻すものでございます。

続きまして、5目財産管理費でございます。

15節工事請負費につきましては、庁舎の空調システム中央監視装置を更新する工事費を計上するものでございます。中央監視装置につきましては、1月からMCUと言われるこの装置に組み込まれておりますコンピューターが起動しないような状態となっております。この中央監視装置につきましては、既に平成25年に販売が終了いたしました。保守部品につきましても平成29年12月でメーカーからの供給が終了している状況でございます。したがって、修理が不可能ということになってございまして、更新せざるを得ないものでございます。現在の暖房につきましては、機械的にオン、オフの操作はできる状況でございますけれども、それ以外の調整につきましては監視装置を復旧しないとできない状況となっております。今後、気温の上昇、さらには夏が近づいてまいれば冷房への切りかえとか、そういったことも必要になりますので更新をいたすものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長（千葉正義君）

続きまして、6目企画費でございます。

今回の補正では、31年度まで債務負担行為を選定し、平成29年9月7日に議決をいただきました町民バスの購入、日野ポンチョにつきまして、車両の製造が順調に進みまして、納入が本年3月中となりましたので、その費用につきましても補正をお願いするものでございます。

なお、更新に当たり、既存のバス1台を廃車する予定でありまして、そのバスの3月末に受ける予定でありました車検に係る費用との相殺により、不足する部分を補正いたすものであります。

初めに、12節役務費につきましては、町民バス更新に係る登録時の手数料でございます。

18節備品購入費につきましては、議決をいただいております契約の中での町民バスの購入費でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、実績見込みの額により補正をお願いするものでございます。

初めに、高等学校通学費の助成事業につきましては、交付額630万円を見込みとなりますことから、不足する130万円の増額をお願いするものでございます。

次に、まちづくり活動推進会は今年度4団体を認定し、実績見込みにより20万円を減額するものでございます。

子育て世帯等移住・定住応援事業につきましては、内訳としまして、年度末までの移住・定住応援事業は550万円の交付見込みとなりまして50万円の減額、3世代同居応援事業は、220万円を交付見込みとなりますので30万円を減額するものでございます。

次に、25節積立金につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金の2次交付の内定がございまして、子ども医療費助成事業に係ります基金への積み立ての補正をお願いするものでございます。

27節公課費につきましては、更新する町民バスの重量税と廃車するバスは車検を受けないこととなりますことから、その差額につきましてお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

総務課長補佐大友 徹君。

総務課長補佐（大友 徹君）

次に、7目電子計算費でございます。主には、事業費の確定に伴う減額をお願いするものでございます。

12節役務費につきましては、本庁舎と出先機関とのネットワーク通信費の実績見込みを立てまして、余剰分を減額するものでございます。

10ページをお願いいたします。

13節委託料につきましては、マイナンバーカードの旧姓を併記するためのシステム改修費及び総合行政システム等の保守管理業務委託費の確定見込みにより、余剰分を減額するものでございます。

以上でございます。

議 長（馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長（村田良昭君）

続きまして、8目出張費でございます。

9節につきましては、事務連絡の旅費を精査し減額するものでございます。

12節につきましては、電話料を南部コミセンの予算で対応したので、減額するものでございます。

よろしく申し上げます。

議 長（馬場久雄君）

総務課危機対策室長蜂谷祐士君。

総務課危機対策室長（蜂谷祐士君）

9目交通対策費11節需用費につきましては、交通安全指導員装備品購入費確定により減額するものでございます。

10目無線放送施設管理費でございます。

11節需用費につきましては、防災行政無線放送施設修繕費確定見込みにより減額するものでございます。

15節工事請負費につきましては、防災行政無線設備改修工事費確定により減額する

ものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

総務課長補佐大友 徹君。

総務課長補佐 （大友 徹君）

続きまして、13目諸費でございます。

8節報償費につきましては、町政功労者の表彰事業費の確定に伴いまして、余剰分を減額するものでございます。

以上であります。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 （蜂谷俊一君）

同じく13目諸費の防犯対策費でございます。都市建設課所管分で、防犯灯に係る費用となります。

15節工事請負費であります。防犯灯新設工事に要しました費用で、本年20基予定しておりましたが、要望等により設置または設置予定基数で12基となるもので、実績見合いによります減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

税務課長千葉喜一君。

税務課長 （千葉喜一君）

続きまして、2款2項徴税費2目賦課徴収費でございます。

8節報償費につきましては、納税貯蓄組合への完納報奨金等の実績見込みによります減額補正するものでございます。

11節需用費につきましては、町税等納税通知書等の印刷製本費の執行見込みによります減額でございます。

13節委託料は、評価がえに向けた固定資産評価支援業務等の契約額確定によります減額でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、家屋評価、固定資産管理システムに係ります機械借り上げ料の執行見込み額によります減額補正をお願いするものでございます。  
よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

それでは、11ページをお願いします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、個人番号カード交付事務に関する補正となるものでございます。

18節につきましては、必要備品を購入し差額が生じた分を減額するものでございます。

19節につきましては、個人番号カード関連の事務委託交付金の減額見込みにより補正をするものでございます。

以上です。よろしくをお願いします。

議 長 （馬場久雄君）

総務課長補佐大友 徹君。

総務課長補佐 （大友 徹君）

続きまして、2款総務費4項選挙費1目選挙管理委員会費でございます。

補正をお願いする内容につきましては、13節委託料でございます。投票管理システム保守業務につきまして、今年度は特に選挙はなかったということで、来年度、ことし必要な分についても来年度の選挙の直前で保守するというで不用額がありましたので、その額を減額お願いするものでございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長櫻井修一君。



保健福祉課長 （櫻井修一君）

続きまして、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費でございます。

11節需用費修繕料につきましては、公用車修理代の減額補正をお願いするものでございます。

13節委託料につきましては、セラピー広場の管理業務及び樹木殺虫剤散布作業業務委託料の実績見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

28節繰出金につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金を医療費等に伴いまして増額するものであります。主に財政安定化支援事業、乳幼児医療費助成事業費の実績見込みによります増額補正をお願いするものでございます。

12ページをお願いいたします。

続きまして、2目老人福祉費でございます。

8節報償費及び11節需用費につきましては、敬老会の記念品代及び参加者、来賓、従事者等の食糧費の実績確定によります減額補正でございます。

12節役務費につきましては、高齢者福祉タクシー事業費におきましてタクシー助成券を申請時に交付したことから、郵送料の減額補正をお願いするものでございます。

20節扶助費につきましては、敬老祝金の実績確定及び高齢者福祉タクシー事業利用助成額の実績見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

22節補償補填及び賠償金につきましては、昨年7月に事務所移転が完了いたしましたシルバー人材センターの移転補償費の確定によります減額補正をお願いするものでございます。

28節繰出金につきましては、介護保険事業勘定特別会計への繰出金を減額するものでございますが、人件費、低所得者保険料軽減、地域支援事業、任意事業、給付費の見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、4目障害者福祉費でございます。

12節役務費につきましては、高齢者福祉タクシー事業と同様にタクシー助成券を申請時に交付したことから、郵送料の減額補正をお願いするものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、障害者自立支援審査会におきます黒川地域行政事務組合への負担金の減額補正をお願いするものでございます。

20節扶助費につきましては、障害者自立支援給付金の更正医療給付費ほかの給付費実績見込みによります増額補正でございます。

福祉タクシー助成事業利用助成につきましては、実績見込みによりまして減額補正

をお願いするものでございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

11ページの2款5項統計調査費について説明が漏れてしまいましたので、説明をいただきます。

総務課長補佐大友 徹君。

総務課長補佐（大友 徹君）

大変申しわけありませんでした。失礼いたしました。

11ページの中段にございます、2款総務費5項統計調査費1目統計調査費でございます。こちらにつきましては、歳入でもご説明いたしましたように、経済センサス基礎調査交付金の交付に伴いまして、この統計調査費の財源内訳を調整して一般財源を減額するものでございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長（村田良昭君）

それでは、12ページの6目の後期高齢者福祉総務費につきまして、28節につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰り出しで、保険基盤安定負担金の確定、事務費繰り入れの調整に伴い減額補正するものでございます。

よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長（内海義春君）

続きまして、2項1目児童福祉総務費でございます。児童福祉総務費は、児童福祉総務費、あんしん子育て医療費助成事業、心身障害者医療助成費、子ども虐待防止推進費、未熟児養育医療給付事業費、子ども・子育て支援対策費に要します経費につい

て補正をお願いするものでございます。

13ページをお願いいたします。

12節役務費は、通信運搬費として郵便料金等の確定見込みにより減額をお願いするものでございます。

13節委託料は、第2期子ども・子育て支援事業計画策定業務委託費の確定見込みにより減額をお願いするもの、また、あんしん子育て医療費助成に係る支払い事務委託料の実績見込みにより予算措置をお願いするものでございます。

20節扶助費は、あんしん子育て医療費の実績見込みにより減額をお願いするもの、また、未熟児養育医療費助成の実績見込みにより予算措置をお願いするものでございます。

2目児童措置費のうち子育て支援課所管分の児童手当支給事業についてご説明を申し上げます。

20節扶助費は、児童手当等支給費の実績見込みにより予算措置をお願いするものでございます。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

2目児童措置費でございます。

20節につきましては、第三子以降の育児支援事業の実績見込みにより減額補正するものでございます。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 （内海義春君）

続きまして、3目母子福祉費は、母子福祉家庭医療費助成に要するもので、20節扶助費は、母子・父子家庭医療費助成費の実績見込みにより予算措置をお願いするものでございます。

4目保育所費は、保育所管理費、私立保育園運営費、もみじヶ丘保育所費に要する

ものがございます。

7節賃金は、もみじヶ丘保育所の用務員及び看護師、保育士の賃金の確定見込みにより減額をするものがございます。

11節需用費は、もみじヶ丘保育所の事務用消耗品及び光熱水費、賄い材料費の確定見込みによる減額でございます。

14ページをお願いいたします。

13節委託料は、認可保育所運営費の実績見込みにより予算措置をお願いするものがございます。

15節工事請負費は、もみじヶ丘保育所の床、トイレ、外壁等の修繕工事の確定見込みにより減額をするものがございます。

19節負担金補助及び交付金は、事業所内保育事業及び小規模保育園等への給付負担金、補助金は認可外保育施設利用者補助金、認可外保育施設助成事業補助金の実績見込みにより減額を行うものがございます。

5目児童館費は、児童館管理費、宮床、吉田、鶴巣、落合の各児童館の運営に関するものがございます。

7節賃金は、宮床児童館用務員及び各児童館の児童厚生員の賃金の確定見込みによる減額でございます。

15節工事請負費は、宮床児童館建設費の確定見込みによる減額でございます。

18節備品購入費は、宮床児童館の備品購入の確定見込みによる減額でございます。

19節負担金補助及び交付金は、放課後児童支援員処遇改善補助事業の確定見込みによる減額でございます。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

保健福祉課長櫻井修一君。

保健福祉課長（櫻井修一君）

続きまして、3項災害救助費1目復興支援費でございます。

21節貸付金につきましては、災害援護資金貸付金の利用がなかったことによりまして減額補正をお願いするものがございます。

続きまして、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費でございます。

15ページをお願いいたします。

7節賃金につきましては、代替保健師及び助産師等の実績見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

8節報償費につきましては、健康たいわ21推進大会を含みます各種委員会の実績見込みによります謝礼などの減額の補正をお願いするものでございます。

13節委託料につきましては、妊婦一般健康診査委託料の実績見込みによります減額補正でございます。

28節繰出金につきましては、戸別合併処理浄化槽特別会計への実績見込みによります繰出金の減額補正でございます。

続きまして、2目予防費でございます。

7節賃金につきましては、健診時の相談等の保健師及び事務補助員の実績見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

12節役務費につきましては、各種健診申し込みの郵送料の実績見込みによります減額補正でございます。

13節予防接種費につきましては、BCG及び高齢者インフルエンザ、乳幼児定期接種などの予防接種、基本健診等の実績見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

3目環境衛生費11節につきましては、防疫薬剤の差額を減額するものでございます。

13節委託料につきましては、不法投棄監視パトロール、町道周辺清掃、水質検査、狂犬病予防注射などの業務委託金が確定したことにより減額補正するものでございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

4款2項1目廃棄物処理費8節につきましては、資源回収の額の確定により減額補正するものでございます。

11節につきましては、吉岡南クリーンステーション塗裝修繕料などの額の確定により減額補正するものでございます。

13節につきましては、一般廃棄物収集業務等の委託金の確定に伴い減額するもので

ございます。

19節につきましては、クリーンステーション整備費等補助金の実績見込みにより減額補正するものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長（文屋隆義君）

続きまして、5款1項1目農業委員会費でございます。

9節旅費は、農業委員と推進委員の先進地視察研修の際の費用弁償の実績による減額、12節役務費は、登記事項証明書等オンライン交付手数料の実績見込みにより減額をお願いするものでございます。

次に、2目農業総務費18節備品購入費は、公用車1台の購入額確定により減額をお願いするものでございます。

次に、3目農業振興費8節報奨費、11節需用費は、農地中間管理事業の委託事務の実績見込み及び農業経営改善相談支援チーム委員会議の実績見込みによる減額、19節負担金補助及び交付金は、有害鳥獣対策費の実績見合いによる有害鳥被害対策協議会への負担金の増額と農地集積集約化対策事業の実績見込みによる補助金の減額をお願いするものでございます。

次に、4目畜産業費13節委託料は、農林系廃棄物汚染牧草の堆肥化处理業務及び焼却収集運搬業務の実績による減額をお願いするものでございます。

17ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金は、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業により、畜産農家が行う予定でありました牛舎新築事業の取り下げによる補助金の減額をお願いするものでございます。

次に、5目農地費19節負担金補助及び交付金は、八志田堰用水路改修事業の実績により負担金の増額をお願いするもの、28節繰出金は、農業集落排水事業特別会計への額の確定により減額をお願いするものでございます。

次に、6目水田農業対策費7節賃金は、転作等現地確認立ち合いの実績による減額、19節負担金補助及び交付金は、大和町地域水田農業推進協議会へ交付する水田農業構造改革対策推進費補助金の額の確定による減額をお願いするものでございます。

次に、2項1目林業振興費15節工事請負費は、林道高倉線のり面等復旧工事の完了により減額をお願いするものでございます。

次に、3項1目水産業振興費につきましては、財源額の調整をお願いするものでございます。

次に、6款商工費であります。

1項1目商工振興費19節負担金補助及び交付金の補助金は、大和町小規模事業者経営改善資金融資利子補給金及び店舗取得・回収推進事業の実績見込みにより減額をお願いするものでございます。

18ページになります。

次に、3目観光費14節使用料及び賃借料は、吉岡宿本陣案内所等の賃借料の実績により減額をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長（蜂谷俊一君）

続きまして、7款土木費1項1目土木総務費になります。土木管理費、用地対策費に関するものでございます。

7節賃金につきましては、窓口業務補助員の実績見込みによります減額補正となるもの、13節委託料につきましては、道路台帳作成業務及び修正業務並びに国土調査誤訂正測量業務の額確定に伴います減額補正をお願いするもの、19節負担金補助及び交付金につきましては、宮城県道路協会の事業費割合による負担金が確定したことにより減額補正を行うものであります。

続きまして、2項1目道路維持費になります。

18節備品購入費につきましては、小型発電機購入に要した費用で、額確定によります減額補正となるものでございます。

続きまして、2項2目道路新設改良費になります。

13節委託料につきましては、単独事業の西小路線道路詳細設計業務、防衛省の宮床山田線の測量設計業務の額確定による減額。国土交通省事業であります（仮称）下草橋詳細設計及び測量業務の中にボーリング調査がございます。そのボーリング調査において軟弱地盤であることが判明し、橋台等を設置後、町道となる道路について3メ

一ターほどの盛り土を行うこととなるため沈下が想定されますことから、その影響及び工法等の検討が必要となったため増額をお願いするもの。それぞれ、額確定の減額から増額を差し引きました不足額について補正をお願いするものであります。

19ページをお願いします。

15節工事請負費につきましては、もみじヶ丘幹線3号線舗装改良工事完了に伴う額確定及び各路線の工事实績見込みによります減額補正をお願いするもの、17節公有財産購入費につきましては、町道幕柳大平線改良工事に伴う用地費についてご理解を賜り、契約となっております。額確定に伴います減額補正であります。

続きまして、2項3目橋りょう維持費になります。

15節工事請負費につきましては、町道蒜袋宮前線、一級河川善川にかかります宮前橋の下部工補修工事が完了したことによります額確定に伴う減額補正をお願いするもの。

続きまして、2項4目交通安全施設整備費になります。

15節工事請負費につきましては、区画線設置工事等完了に伴う額確定によります減額補正をお願いするものであります。

続きまして、3項1目河川費になります。

15節工事請負費につきましては、鶴巣小鶴沢小西川改修関連の寺ノ沢水路整備工事の完了に伴います額確定及び準用河川窪川、明ヶ沢川の修繕工事の実績見込みによります減額補正をお願いするものであります。

続きまして、4項1目都市計画総務費になります。

13節委託料につきましては、岩倉地区市街化区域編入保留解除申請図書作成業務完了に伴います減額補正であります。入札差金のほか、開発者であります宮城県土地開発公社において測量等を行うこととなったことなどから減額補正となるものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、全国街路事業促進協議会への負担金であります。東日本大震災の被災3県、福島県、宮城県、岩手県の市町村について、本年度も役員会、総会において免除決定をいただいたことから減額補正を行うものでございます。

続きまして、4項2目下水道費になります。

28節繰出金であります。下水道事業特別会計への繰り出しで、事業の完了及び実績見合いなどによります減額補正をお願いするものであります。

20ページになります。



4項3目公園費になります。

13節委託料につきましては、地域振興公社への指定管理料及び随意契約分、あわせて公園の地域管理委託、テクノヒルズ残地緑地支障木伐採業務、遊具施設等の点検業務、小野地区の支障木伐採業務などの完了及び実績見合いにより減額補正をお願いするもの。

15節工事請負費につきましては、もみじヶ丘歩道橋について、インターロッキング部分の階段を舗装に修正する工事を追加するもので、増額補正をお願いするものであります。

続きまして、5項1目住宅管理費になります。

11節需用費につきましては、明け渡し時の修繕など実績見合いにより減額補正をお願いするもの、15節工事請負費につきましては、木造住宅長屋タイプの解体工事等の額確定に伴います減額補正をお願いするもの。

続きまして、5項2目子育て支援住宅建設費になります。

13節委託料につきましては、吉田地区及び鶴巣地区の住宅詳細設計業務、落合地区の造成設計業務の額確定に伴います減額補正を、15節工事請負費につきましても、吉田地区造成工事、鶴巣地区既存住宅解体及び造成工事の実績見合いにより減額補正をお願いするものであります。

19節負担金補助及び交付金につきましては、吉田地区及び鶴巣地区の開発負担金であります。当初、整備区域全ての土地にかかるものとしておりましたが、上下水道課と協議により現に宅地となる部分の面積となったもので、減額補正をお願いするものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

危機対策室長蜂谷祐士君。

総務課危機対策室長 （蜂谷祐士君）

続きまして、8款消防費1項消防費1目常備消防費19節負担金補助及び交付金につきまして、黒川地域行政事務組合への負担金、消防経費の確定見込みにより減額するものでございます。

2目非常備消防費11節需用費につきましては、消防団活動用装備品購入費確定見込みにより減額するものでございます。

3目消防施設費11節需用費につきましては、小型動力ポンプ修繕費確定見込みにより減額するものでございます。

18節備品購入費につきましては、第1分団中町班消防自動車購入事業費の確定により減額するものでございます。

21ページをお開き願いたいと思います。

5目災害対策費11節需用費につきましては、行政区長へ配付いたしました災害時用作業着等の購入確定により減額するものでございます。

13節委託料は、防災ハザードマップ作成業務費であります。国及び県が策定する吉田川等の洪水浸水想定区域図を反映させた防災ハザードマップを平成31年度に作成する予定ではございましたが、国の補正予算措置により、平成30年度交付事業等を行うために予算措置をお願いするものでございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長（小川 晃君）

続きまして、9款1項1目教育委員会費についてご説明申し上げます。教育委員会費は教育委員会運営費の補正で、9節旅費は、教育委員の会議等費用弁償、東北6県教育委員会委員研修時の特別旅費の確定見込みにより減額するもの、10節交際費は、教育長交際費の確定見込みにより減額するもの、14節使用料及び賃借料は、教育委員研修時の駐車場使用料の確定により減額するもの。

2目事務局費につきましては、事務局運営費、確かな学びプロジェクト事業費、学校ICT環境整備事業費、学び支援コーディネーター等配置事業費及び志まなび塾事業費の補正をお願いするものでございます。

1節報酬は、いじめ問題対策連絡協議会等委員報酬を確定見込みにより減額するもの、8節報償費は、学び支援員等謝金、研修会講師謝金を確定見込みにより減額するもの、9節旅費は、いじめ問題対策連絡協議会等委員、学び支援員の費用弁償、職員普通旅費及び志まなび塾事業の塾生特別旅費を確定見込みにより減額するもの、11節需用費は、事務用品等消耗品費及び志まなび塾事業塾生食糧費の確定見込みにより減額をするもの。

22ページをお願いします。

12節役務費は、志まなび塾事業の視察研修時荷物運搬等の通信運搬費、志まなび塾事業の企画手数料、まなび支援員等保険料の確定により減額するもの、13節委託料は、土曜学習まほろば塾標準学力調査等委託料の確定により減額するもの、14節使用料及び賃借料は、各種行事の際の児童生徒輸送時の車借り上げ料の確定見込みにより減額補正をするもの、諸会議等の際の有料道路通行料及び駐車場使用料、入場料は、志まなび塾事業の研修時の施設入場料の確定見込みにより減額をするもの、18節備品購入費は、学校教育用コンピューター等購入事業費の確定見込みにより減額するもの、19節負担金補助及び交付金は、黒川地域行政事務組合の小中学校結核対策委員会負担金を減額するもの、25節積立金は、学校校舎建設基金利子及び学校教育振興基金利子の確定見込みにより補正をお願いするものがございます。

2項1目学校管理費につきましては、小学校総務費の補正をお願いするものです。

7節賃金は、プール監視補助員賃金の確定により減額をするもの、14節使用料及び賃借料は、陸上記録会等の児童輸送のためのバス借り上げ料の確定により減額をするもの、19節負担金補助及び交付金は、黒川郡学校保健会負担金を増額し、防火管理者資格取得講習会受講料及び日本スポーツ振興センター災害共済負担金の確定により減額をするもの。

2目教育振興費につきましては、小学校教育振興費の補正をお願いするものがございます。

7節賃金は、学校図書支援員及び学習支援員賃金の不足見込み額の補正をお願いするもの、8節報償費は、スクールソーシャルワーカー報償金の確定見込みにより減額するもの、20節扶助費は、要保護及び準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費の事業費確定見込みにより減額をするもの。

3目施設整備費につきましては、小学校維持管理費の補正をお願いするものがございます。

23ページをお願いします。

13節委託料は、学校遊具点検、FF暖房機点検業務等委託の委託料確定により減額をするもの、15節工事請負費は、宮床小学校駐車場舗装工事及び鶴巣小学校ほか屋内運動場照明器具交換工事等の確定見込みにより減額をするもの。

3項1目学校管理費につきましては、中学校総務費の補正をお願いするものがございます。

13節委託料は、スクールバス運行業務の業務委託料確定見込みにより減額するもの、14節使用料及び賃借料は、中体連等の生徒輸送車借り上げ料の確定見込みにより減額

するもの、19節負担金補助及び交付金は、防火管理者資格取得講習会受講料、黒川郡学校保健会及び日本スポーツ振興センター災害共済負担金の確定により減額をするもの。

2目教育振興費につきましては、中学校教育振興費の補正をお願いするものでございます。

7節賃金は、学校図書支援員及び学習支援員賃金の不足見込み額の補正をお願いするものでございます。

20節扶助費は、要保護及び準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費の事業費確定見込みにより減額をするものです。

3目施設整備費につきましては、中学校維持管理費の補正をお願いするものです。

11節需用費は、大和中学校黒板修繕料として補正をお願いするものです。

13節委託料は、消防設備保守点検業務委託料等の確定により減額をするもの。

4目中学校建設費15節工事請負費は、宮床中学校校庭拡張事業による取り付け道路舗装工事費ですが、県工事が当初予定よりおこなわれているため、今年度内での町工事が困難になったため減額をするものでございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

生涯学習課長櫻井和彦君。

生涯学習課長（櫻井和彦君）

続きまして、24ページをお願いいたします。

4項社会教育費1目社会教育総務費でございます。

事業内訳の欄をごらんください。社会教育総務費ほか7事業の事業実績あるいは実績見込みによりまして補正をお願いするものでございます。

1節報酬につきましては、社会教育委員会の実績見込みにより減額をいたすもの。

8節報償費につきましては、放課後子ども教室指導員等謝金を実績見込みにより減額いたすもの。

9節旅費の費用弁償につきましては社会教育委員会等の実績見込み、普通旅費につきましては研修講師旅費の確定、特別旅費につきましては家庭教育支援事業講師と原阿佐緒賞選考委員等旅費の確定により、それぞれ補正をお願いするものでございます。

11節需用費でございます。事業関係のチラシ、冊子、原阿佐緒賞等関係印刷物等の事業費確定により減額をいたすものでございます。

12節役務費につきましては、事業完了による保険料の確定により減額をいたすもの、13節委託料につきましては、宮床歌の小径樹木の伐採業務完了により減額をいたすものでございます。

14節使用料及び賃借料の会場借り上げ料、車借上料でございますが、家庭教育支援事業等の実績により減額をいたすもの、19節負担金補助及び交付金につきましては、家庭教育事業ほか2事業の実績により減額をいたすものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

公民館長阿部昭子さん。

公民館長 (阿部昭子君)

2目公民館費でございます。

1節報酬につきましては、嘱託館長から一般職館長になったことによります嘱託公民館長報酬を減額したものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

生涯学習課長櫻井和彦君。

生涯学習課長 (櫻井和彦君)

次に、3目文化財保護費でございます。

4節共済費の社会保険料及び7節賃金につきましては、発掘作業員、25ページになりますが嘱託員、これは嘱託の文化財調査員等の雇用の実績見込みによりまして減額をいたすものでございます。

8節報償費につきましては、郷土史講座、文化財めぐりの実績により講師謝金を減額いたすもの、14節使用料及び賃借料の機械借上料につきましては、発掘調査用のバックホウ等の重機借り上げ実績見込みによります減額、車借上料につきましては、文化財めぐりバス借り上げの確定により減額をいたすもの、19節負担金補助及び交付金につきましては、9団体への補助を予定しておりましたが、7団体への補助金交付と

なったことにより減額をいたすものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

公民館長阿部昭子さん。

公民館長 (阿部昭子君)

4目まほろばホール管理費でございます。

11節需用費につきましては、燃料費、光熱水費の不足が見込まれるため増額補正をお願いするものでございます。

15節工事請負費につきましては、全ての事業契約が完了いたしましたので減額をするものでございます。

以上になります。よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 (小川 晃君)

続きまして、5目教育ふれあいセンター管理費につきましては、教育ふれあいセンター管理運営費の補正で、19節負担金補助及び交付金は、防火管理者資格取得講習会受講料の確定により減額するもの、6目森の学び舎活動費につきましては、森の学び舎活動費の補正で、12節役務費は、し尿くみ取り手数料の確定見込みにより減額をするものです。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

生涯学習課長櫻井和彦君。

生涯学習課長 (櫻井和彦君)

次に、5項保健体育費の1目保健体育総務費でございます。

1節報酬につきましては、スポーツ推進審議会の実績見込みにより減額をいたすものでございます。

9節旅費のうち費用弁償につきましては、スポーツ推進審議会及びスポーツ推進委員会の実績の見込み、特別旅費につきましては、スポーツ推進委員全国表彰旅費の実績により減額をいたすものでございます。

13節委託料につきましては、大和町スポーツフェアの完了により減額をいたすもの、14節使用料及び賃借料につきましては、宮城ヘルシー大会への参加選手車借上げの実績により減額をいたすものでございます。

26ページになります。

15節工事請負費でございます。総合運動公園テニスコート改修工事及び総合運動公園テニスコート防風ネット工事の完了により減額をいたすものでございます。

18節備品購入費につきましては、総合体育館トレーニング機器等購入の実績により減額をいたすものでございます。

次に、2目広場管理費でございます。

15節工事請負費でございますが、北目レクリエーション広場側溝の土砂撤去工事及び三ヶ内レクリエーション広場ネット等撤去工事の完了により減額をいたすものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長（小川 晃君）

続きまして、4目学校給食センター費は、学校給食センター運営費の補正をお願いするものでございます。

1節報酬及び9節旅費は、学校給食運営審議会委員報酬、費用弁償の確定見込みにより減額するもの、11節需用費は、賄い材料費の確定見込みにより減額するもの、12節役務費は、検便手数料等の確定見込みにより減額するもの、13節委託料は、学校給食調理等業務委託料及び自動ドア保守点検等委託料の確定見込みにより減額するもの、14節使用料及び賃借料は、食缶洗浄機、消毒保管庫等の借上料及び清掃用具借上料の確定見込みにより減額するものです。

以上でございます。よろしく願いします。

議長（馬場久雄君）

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長（文屋隆義君）

次に、10款災害復旧費でございます。

1項1目農業用施設災害復旧費19節負担金補助及び交付金の負担金は、県営農地等災害復旧事業により、平成29年、台風21号により被災しました嘉太神ダムため池工事の災害復旧工事の完了に伴いまして追加補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長（蜂谷俊一君）

同じく2項公共土木施設災害復旧費1目道路橋りょう災害復旧費になります。

23節償還金利子及び割引料。償還金であります。高田中央橋橋台設置工事に伴い、関東・東北豪雨により災害復旧しました歩道舗装部分について、迂回路等により復旧した部分について工事を行うこととしておりましたが、迂回路については下流部にございます下ノ原橋を通ることができるため、その部分について工事を行うことがなくなったため、償還金について減額補正をお願いするものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長（小川 晃君）

27ページをお願いします。

3項1目公立学校施設災害復旧費につきましては、現年単独災害復旧費の補正で、15節工事請負費は、落合小学校のり面災害復旧工事費の確定により減額をするものでございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）



財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

続きまして、11款公債費1項1目元金及び2目利子でございますけれども、10年の利率見直しで借入れをしておりました町債につきまして、10年たちまして利率見直しを行いまして、借入れ時より借入利率が下がっております。その調整を行うための補正をいたすものでございます。元金については追加、利子については減額でございます。

以上でございます。

一般会計につきましては以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

ここで、暫時休憩します。

休憩の時間は10分程度とし、再開は2時5分からといたします。

午後 1時55分 休憩

午後 2時06分 再開

議長（馬場久雄君）

それでは再開します。

休憩前に引き続き説明をお願いいたします。

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長（村田良昭君）

議案書32ページをお願いしたいと思います。

議案第19号 平成30年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成30年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出の予算総額から歳入歳出それぞれ5,414万7,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ22億3,649万円とするものでございます。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分は、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算金額は、第1表によるものでございます。

事項別明細書36ページをお願いいたします。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金分の現年課税分及び滞納繰越分を精査し、調整するものでございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税につきましても、医療費、後期高齢者支援金、介護納付金分の現年分を精査し、減額するものでございます。

3款1項1目保険給付費等交付金につきましては、確定見込みにより普通及び特別交付金を増額するものでございます。

5款1項1目一般会計繰入金につきましては、2節につきましては人件費調整分を増額するものです。

37ページをお願いいたします。

4節につきましても、財政安定化支援事業分として増額するものでございます。

2項1目財政調整基金繰入金につきましても、増税の補正をするものでございます。

8款1項1目財政調整交付金につきましても、確定見込みにより増額するものでございます。

38ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、人件費調整によるものでございます。

2款1項1目及び2目につきましては、療養給付費の確定見込みにより財源の調整をするものでございます。

3目、4目につきましても、療養費の確定見込みにより減額するものでございます。

5目審査手数料につきましても、確定見込みにより減額するものでございます。

39ページをお願いいたします。

2項1目及び2目につきましても、高額療養費の確定見込みにより減額するものでございます。

3款1項及び2項につきましては、財政調整をするものでございます。

40ページをお願いいたします。

3項につきましても、財政調整をするものでございます。

5款2項1目特定検診等の事業費につきましては、確定により12節、13節について減額補正するものでございます。

7款1項1目一般被保険者の保険税の還付金につきましては、過年度還付の増額をするものでございます。

3目償還金につきましては、平成29年度国民健康保険特別高額医療費共同事業負担金実績により返金するものでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

保健福祉課長櫻井修一君。

保健福祉課長（櫻井修一君）

続きまして、議案書35ページをお願いいたします。

議案第20号 平成30年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算でございます。

平成30年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ534万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億1,837万円とお願いするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、次のページ以降の第1表によるものでございます。

それでは、事項別明細書43ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護保険給付費につきましては、現年度分介護給付費の確定見込みによります国庫負担金の減額の補正をお願いするものでございます。

2項国庫補助金1目調整交付金につきましては、現年度分調整交付金の確定見込みによります減額の補正をお願いするものでございます。

2目地域支援事業交付金につきましては、現年度分地域支援事業費の実績見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

4目保険者機能強化推進交付金につきましては、市町村の自立支援・重度化防止等の取り組みを支援するために新たに創設されたものでありまして、第1号被保険者数及び評価点数等で算出した見込み額の追加補正をお願いするものでございま

す。

続きまして、4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費負担金及び2目地域支援事業支援交付金につきましては、現年度分に係ります社会保険診療報酬支払基金からの交付金の実績見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金につきましては、現年度分介護給付費の実績見込みによります県の負担金の減額補正でございます。

続きまして、3項県補助金1目地域支援事業交付金につきましては、現年度分地域支援事業の実績見込みによります県補助金の減額補正をお願いするものでございます。

44ページをお願いいたします。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金につきましては、現年度分の介護給付費、職員給与費等、地域支援事業費、低所得者保険料軽減分の現年度分の実績見込みによります繰入金の減額補正でございます。

2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、歳出見合い分の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、9款諸収入3項雑入1目雑入につきましては、給食サービス利用者負担金の実績見込みによります減額補正でございます。

45ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、人件費調整と財政調整基金への積み立ての追加の補正をお願いするものでございます。

同じく3項1目認定調査等費でございます。8節報償費及び9節につきましては、認定調査員の謝礼及び旅費の実績見込みによります追加補正をお願いするものでございます。

13節委託料につきましては、要介護認定調査委託料の実績見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、介護認定審査会におきます黒川地域行政事務組合への負担金の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、2款保険給付費1項介護サービス等諸費2目施設介護サービス給付等費から4款地域支援事業費1項介護予防生活支援サービス事業費の19節負担金及び交付金につきましては、それぞれの介護サービス給付費負担金の見込みの補正をお願いするものでございます。

4款1項2目介護予防ケアマネジメント事業費でございます。13節委託料及び19節

負担金補助及び交付金につきましては、介護予防ケアマネジメント業務委託に要します委託料及び負担金の追加補正をお願いするものでございます。

47ページをお願いいたします。

4款2項1目一般介護予防事業費でございます。8節報償費、11節需用費、12節役務費につきましては、生き生きサロンボランティア研修会を地区ごとに開催しました平成30年度高齢者支え合い研修にあわせて実施したことによりまして、研修会の講師謝礼、資料代、郵送料などの経費の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、3項包括的支援事業費3目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費でございます。2節給料につきましては、職員の人件費調整に伴います増額、4節共済費及び7節賃金につきましては、昨年、年度途中での社会福祉士の退職に伴い臨時社会福祉士を募集いたしました。応募がなかったことから、賃金及び社会保険料の減額補正をお願いするものでございます。

4目生活支援体制整備事業費でございます。8節報償費につきましては、事業費実績見込みによります報奨金の減額補正でございます。

4項1目任意事業費でございます。13節委託料につきましては、配食サービス及びあんしんコールセンター業務の委託料の実績見込みによります減額補正でございます。

5項1目支払い審査手数料でございます。12節役務費につきましては、総合事業の事業者サービスに係る審査手数料の実績見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 （馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長 （千坂俊範君）

それでは、議案書のほうにお戻りいただきまして、38ページをお願いいたします。

議案第21号 平成30年度大和町宮床財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ4億416万9,000円を追加いたしまして、予算の総額を4億1,474万9,000円とするものでございます。補正の款項の区分につきましては、第1表のとおりでございます。

別冊、事項別明細書50ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1 款財産収入 2 項 1 目不動産売払収入につきましては、小野字岩倉の財産区有地をリサーチパーク北地区事業用地として宮城県土地開発公社へ処分したことに伴いまして、土地売り払い収入及び立木売り払い収入を計上いたすものでございます。

2 款 1 項 1 目財産造成基金繰入金は、ただいまの財産収入がございましたことから全額減額をいたし、繰り入れを取りやめとするものでございます。

3 款 1 項 1 目繰越金につきましては、平成29年度からの剰余金の実績によりまして29万8,000円を追加するものでございます。

次に、歳出でございます。

2 款 1 項 2 目財産管理費25節積立金につきましては、歳入歳出見合いで収入超過となります額を財産造成基金へ積み立てるものでございます。

3 目森林総合研究所分収造林管理費につきましては、9 節旅費は事業協議に係る職員の旅費が日帰りになりましたことによります精算減額でございます。

以上でございます。

続きまして、議案書40ページをお願いいたします。

議案第22号 平成30年度大和町吉田財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ927万1,000円を減額いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ978万8,000円とするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、第1表のとおりでございます。

別冊、事項別明細書52ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

3 款 1 項 1 目財産造成基金繰入金につきましては、歳入歳出見合いで47万7,000円の減額をするものでございます。

4 款 1 項 1 目繰越金につきましては、29年度からの実績によりまして46万3,000円の追加計上でございます。

5 款 1 項 1 目森林総合研究所支出金は、吉田且ノ下地内で実施しました除伐作業等の事業確定に伴う清算によりまして925万7,000円を減額するものでございます。

次に、歳出の補正でございます。

2 款 1 項 3 目森林総合研究所分収造林管理費でございます。

9 節は事業協議に係る職員旅費を精算減額いたすものでございます。

委託料につきましては、且ノ下地内の除伐事業等の事業費確定によりまして減額清算をいたすものでございます。

15節工事請負費につきましては、作業道補修の事業中止によりまして減額をいたすものでございます。

以上となります。

続きまして、議案書42ページをお願いいたします。

議案第23号 平成30年度大和町落合財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条は、歳入予算の補正でございますが、総額の増減はございませんで、歳入の款項の調整を第1表のとおりお願いするものでございます。

事項別明細書54ページをお願いいたします。

歳入でございます。

2款1項1目財産造成基金繰入金につきましては、歳入見合いで減額をいたしまして、3款繰越金につきましては、29年度からの剰余金を追加いたすものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長（小川 晃君）

議案書44ページをお願いします。

議案第24号 平成30年度大和町奨学事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成30年度大和町奨学事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ114万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ644万4,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、別冊、56ページをお願いいたします。

歳入についてでございます。

3款1項1目奨学事業基金繰入金につきましては、基金繰入金を減額するものでございます。

4款1項1目1節繰越金につきましては、前年度繰越金を増額するものでございます。

次に、歳出であります。

1款1項1目事業費でございます。21節貸付金につきましては、貸付金の確定による減額補正でございます。

2目事務費でございます。25節積立金につきましては、奨学事業基金積立金を増額補正するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

続きまして、議案書46ページをお願いいたします。

議案第25号 平成30年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成30年度大和町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ578万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,967万5,000円とするものでございます。

2項歳入歳出予算の補正、款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるものでございます。

事項別明細書58ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目特別徴収保険料につきましては、見込み額により減額するものでございます。

2目普通徴収保険料につきましては、見込み額により増額するものでございます。

3款1項1目事務費繰入金につきましては、確定により減額するものでございます。

2目保険基盤安定繰入金につきましては、確定により減額するものでございます。



4款1項1目繰越金については、前年度からの繰越金が確定したことにより増額するものでございます。

5款4項1目受託事業収入につきましては、健診受託事業収入の確定により減額するものでございます。

59ページをお願いします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費2節につきましては、人件費調整によるものでございます。

13節につきましては、健診事業委託費の確定による減額するものでございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金19節につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金の確定により減額するものでございます。

以上です。よろしくお願いします。

議長（馬場久雄君）

上下水道課長熊谷 実君。

上下水道課長（熊谷 実君）

議案書48ページをお願いいたします。

議案第26号 平成30年度大和町下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成30年度大和町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,461万1,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,150万1,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の金額は、第1表によるものでございます。

第2条、繰越明許費の追加につきましては、第2表によるものでございます。

第3条、地方債の補正でございます。地方債の変更は、第3表によるものでございます。

議案書50ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正でございます。平成31年度へ繰り越しして執行する見込みのある事業につきまして、限度額での議決をお願いするものでございまして、事業名等は1款2項で公共下水道整備事業でありまして、内容でございますが、大和町流域関

連公共下水道雨水土地計画決定図書作成業務で270万8,000円、マンホールポンプ場設備更新工事（入ノ沢ポンプ場外1）で850万円、合わせまして1,120万8,000円でございます。

議案書51ページをお願いいたします。

第3表地方債補正の変更であります。

公共下水道事業債の補正前の額3,810万円を5,550万円に、流域下水道事業債の補正前の額1,000万円を810万円といたしまして、起債の合計額4,810万円を6,360万円に増額を行うもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

事項別明細書62ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金1項1目下水道事業負担金につきましては、小鶴沢幹線下水道管渠での維持管理保全業務の事業費確定によります減額補正をお願いするものでございます。

2款使用料及び手数料1項1目下水道使用料につきましては、本年度の収入見込み額による補正を行うものでございます。

3款国庫支出金1項1目下水道費国庫補助金は、補助事業に係る下水道事業費の額確定に伴います増額を行うものでございまして、4款繰入金1項1目一般会計繰入金は、本年度収支精算見込みによる減額補正をお願いするものでございます。

7款町債1項1目下水道債につきましては、公共下水道債、流域下水道債の額確定による増額及び減額でございます。

事業別明細書63ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

1款土木費1項1目一般管理費で、13節委託料につきましては、特定事業所及び流域下水道接続点における水質調査委託料、小鶴沢幹線公共下水道管渠修繕設計業務の額確定によります減額でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、吉田川流域下水道維持管理負担金額などの確定による減額補正でございます。

27節公課費につきましては、消費税及び地方消費税額の確定によります減額補正でございます。

次に、2項1目建設費につきましては、単独事業、補助事業、流域下水道建設負担金に係る補正でございまして、13節委託料は、マンホール浮上防止設計業務等の額確定に伴います減額でございます。

15節工事請負費につきましては、単独事業といたしまして、公共下水道マンホール

ポンプ場監視装置更新工事並びに污水管布設工事の額確定に伴います減額でございます。補助事業といたしましては、長寿命化事業、マンホール浮上防止工事等で、事業実績見込みによる減額補正でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、車橋かけかえに伴う下水道圧送管の車橋上部工添架に対します負担金が発生することになりまして、その分の増額をお願いいたしまして、あわせまして吉田川流域下水道建設負担金額の確定によります減額とあわせまして189万円の減額をお願いするものでございます。

2款公債費1項2目利子につきましては、財源の調整を行ったものでございます。

続きまして、議案書52ページをお願いいたします。

議案第27号 平成30年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成30年度大和町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれに73万8,000円を減額いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ5,942万9,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の金額は、第1表によるものでございます。

事項別明細書66ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、本年度収支精算見込みによる減額補正でございます。

歳出でございます。

1款農業集落排水事業費1項1目一般管理費で、3節職員手当等は人件費の調整、13節委託料につきましては、宮床クリーンセンターの汚泥処理業務等の実績見込みにより減額補正を行うものでございます。

引き続きましては、議案書54ページをお願いいたします。

議案第28号 平成30年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第4号）でございます。

平成30年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ500万円を減額いたしまして、

予算総額を歳入歳出それぞれ5,210万5,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の金額は、第1表によるものでございます。

事項別明細書69ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款国庫支出金1項1目合併処理浄化槽事業費国庫補助金は、補助事業に係る合併処理浄化槽事業整備費の額確定に伴います減額補正でございます。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金は、本年度収支精算見込みによります減額補正でございます。

6款諸収入2項1目雑入は、消費税の還付金が発生したことによります増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

1款合併処理浄化槽費1項1目一般管理費で、13節委託料につきましては、町管理の浄化槽の保守、清掃、点検業務に係る委託料の額確定によります減額をお願いしておりまして、次に、2項1目合併浄化槽建設費でございまして、19節負担金補助及び交付金につきましては、吉岡西部地区に2基の整備補助金を予定しておったものでございますが、整備希望がなかったことによります減額補正を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書にお戻りいただきたいと思っております。

議案書の56ページでございます。

議案第29号 平成30年度大和町水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

第1条、総則です。平成30年度大和町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、収益的収入及び支出であります。平成30年度大和町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

第1款水道事業収益から818万6,000円を減額いたしまして、合計を10億696万5,000円といたしまして、1項営業収益においても同額を減額いたしまして、合計8億941万3,000円とするものでございます。

支出であります。

1款水道事業費用から818万4,000円を減額いたしまして、合計を9億6,808万1,000円といたしまして、1項営業費用においても同額を減額し、合計9億4,809万2,000円とするものでございます。

第3条資本的収入及び支出であります。

予算第4条、本文括弧書き中2億8,477万7,000円を2億8,477万8,000円に、過年度分損益勘定留保資金2億8,477万7,000円を2億8,477万8,000円に改めまして、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款資本的収入に818万6,000円を追加いたしまして、合計を7,738万8,000円といたしまして、第4項負担金にも同額を追加し、合計2,078万1,000円とするものであります。

支出であります。

第1款資本的支出に818万7,000円を追加いたしまして、合計を3億6,216万6,000円とし、第1項建設改良費にも同額を追加し、合計2億7,780万8,000円とするものであります。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。

予算第6条に定めた経費の金額を次のように改めるものであります。

(1) 職員給与費につきまして4,585万3,000円とするものでございます。

事項別明細書72ページをお願いいたします。

平成30年度大和町水道事業会計補正予算の内訳書でございます。

収益的収入、1款水道事業収益1項2目受託工事収益でございますが、水道事業において受託することにしておりました吉田川床上浸水対策事業に伴う排水管布設工事におきまして、宮城県事業進捗状況によりまして事業繰り越しが発生することになりましたことにより、地方公営企業法により資本的収入に予算組み替えを行いますことから減額補正を行うものでございます。

収益的支出でございます。

1款水道事業費用1項1目浄配水費、給料は人件費の調整によるものでございます。

2目受託工事につきましては、収益的収入と同理由でございまして、減額補正を行うものでございます。

73ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

まず、収入でございます。

1款資本的収入4項負担金1目工事負担金につきましても収益的収入と同理由でございまして、事業繰り越しに伴う予算の組み替えによるものでございます。

資本的支出でございます。

1款資本的支出1項建設改良費1目配水管布設事業費につきましても同理由でございますが、事業繰り越しに伴う予算の組み替えによるものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 (馬場久雄君)

これで説明を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開はあした、3月1日の午前10時です。

どうもお疲れさまでした。

午後2時45分 延 会